

政策資料

No.259

《復刊154号》
1988年4月1日

巻頭言 岩垂寿喜男1

〈特集〉 予算関係

- 1988年度予算案組み替え要求(大綱)2
- 1988年度政府予算案に対する修正共同
要求10
- 1988年度政府予算案に対する反対討論
(衆院本会議)15
- 1988年度政府予算案の衆議院通過に
当たって(談話)18

〈資料〉

- 「日韓関係についての見解」(委員長)19
- 蘆泰愚政権の発足にあたって(談話)20
- 電気通信事業法案等の「見直し問題」に
対するわが党の態度20
- 日本社会党の農業政策について24

今日の焦点

- 農業改革の諸提言とわが党の農業政策37
—今こそバランスのとれた農業改革を—

日本社会党政策審議会



新石垣空港建設計画の再考を！

—自然保護運動の原点として—

岩垂寿喜男

政策担当中央執行委員

に至った。「国際國家日本」を強調する竹下内閣は、いまやその政治姿勢が問われることになつたといわなくてはならない。

私は、自然保護議員連盟の幹事長として、また党の環境政策委員長として、この問題に当初からかわり現地調査や国会質問をおこない、建設計画の再考を関係者に要請してきた立場ではあるが、運動がここまで発展することを想像することはできなかつた。

思えば、新空港建設が現実化したのは、一九七九年七月、石垣市長が「一九七九年から県の予備調査、八〇年には本格調査が予定されている。移転候補地としては白保地区・新川西地区が上がつており、県側では八一年内に完成さく国际問題としての拡がりをもつ

地元の反対をおしきつてしまふにむしに白保地区を選定し、八二年三月に運輸省の新空港計画を得て第三種空港の指定を受けてからのことである。

この計画は、白保イノー（リーフ内のサンゴ礁湖）を埋立てて二五〇〇メートルの滑走路と施設をつくるというものであるだけに、

白保住民に開かれたイノーの豊富な漁場が失われ、生活権を奪うこととなる。石垣島のサンゴ礁はその多くが死滅させられてきたなか

で、白保のサンゴ礁がかろうじて守られてきたのは、住民が生活排水を直接海にたれ流すことを避けたのがおこなうこと」の決議を万場一致採択したことによつて、新石垣空港建設問題は国内だけではなく国际問題としての拡がりをもつ

る考え方のようだ」と発言して以来、

地元の漁民が「新石垣空港建設

阻止委員会」を結成し、公民館ぐるみで反対運動を開いてきたのは、まさにその生活権と環境権を守る闘いとしての意味をもつてゐた。いま、彼らが守つてきたサンゴ礁とくにアオサンゴの群落は「北半球における最大・最古のもの」という学術的評価をうけ、その保護の重要性が国際的にアピールされることになつた。また、空港建設の目的であつた航空需要予測の増大も大きく下方修正せざるをえないことを政府自身認めざるをえなくなつてゐる。

こうした諸々の事情を考えると、らば、いまの石垣空港の拡張（滑走路の延長は充分に可能である）によってジエット化をはかるこそがより現実的である。

にもかかわらず、「どうしても新空港を」というのなら、そのねらいは土建屋のためか、それともP3Cなどシーレーン防衛のための軍事目的か、と疑わざるをえない。ここに改めて新空港建設計画の見直しを要求する。

（いわたれすきお・衆議院議員）

特集

予算関係

一九八八・二・二十五

一九八八年度予算案組み替え要求（大綱）

齢化社会における社会保障制度の確立等の前提を欠いたまま、民主主義の原則に反する新大型間接税の導入は認めない。

5 一人当たりG.N.P.世界第一位に相応しい国民生活水準をめざし、経済大国・生活小国から脱却するため、住宅をはじめとする生活施設の充実、教育・文化の振興、高齢化社会を展望した社会保障（福祉・年金・医療等）を充実させる。

I 基本方針

1 一九八八年を軍縮と経済構造転換による国民生活水準向上の「転換元年」と位置づける。

4 可処分所得の引き上げによる内需・個人消費の拡大のため、的確な勤労者の賃金引き上げを支持するとともに、所得減税（所得税・個人住民税）などの大幅な減税を八

II 具体的組み替え要求
（▲は減額を示す、単位：億円）

1 所得減税の強化、大型間接税準備の中止と不公平税制の是正

(1) 税率構造の見直し

中低所得者の負担軽減のため、総合累進課税の強化・徹底と併せ、税率構造の改善（所得税-10%～60%の七段階、個人住民税

2 そのため、内需主導によつて実質5%程度の成長率を確保し、物価安定、完全失業率の2%以下への抑制を図るとともに、地域の経済社会の振興を実現する。

3 世界の核軍縮・緊張緩和の潮流を支持し、積極的に推進するため、防衛費については対G.N.P.比1%枠の厳守を手始めとし、計

(市町村民税) 2.5%、11%の五段階) を進め
る。 (▲一〇〇)

※ 《個人住民税▲四、五〇〇》

(2) 所得税・個人住民税の課税最低限の引き
上げ

給与所得控除を一律、所得税、個人住民
税ともに二万円引き上げ、基礎・人的控除
を所得税一二万円引き上げ三五万円(現行
三三万円)、個人住民税一三万円引き上げ三
一万円(来年度政府改正二八万円)とする。

(▲四、一〇〇)

※ 《個人住民税▲三、七〇〇》

(3) 政策減税の実施 ▲一、六二〇

① 内職所得者の課税最低限(現行四七万
円)をパートと同額まで引き上げ、内職・
パート収入の課税最低限の引き上げを図
る。 (▲二三三〇)

② 退職所得控除の改善(勤続二五年未満
一二五万円、同二〇年超一五〇万円をそ
れぞれ四〇万円、七〇万円に引き上げ
る)を図る。 (▲九〇〇)

③ 障害者控除など特別的控除を所得税
については各二万円、個人住民税につい
ては各三万円引き上げる。 (▲三〇〇)

※ 《個人住民税▲三〇〇》

④ 個人年金保険料の所得控除限度額を現
行五、〇〇〇円から一万円に引き上げる。

(▲一〇〇)

⑤ 住宅取得促進税制の拡充を図るため、
住宅ローン残高に対する控除率を現行の
一%から二%に引き上げる等の措置を講
ずる。 (▲一、〇〇〇)

⑥ 財形貯蓄(住宅・年金)の非課税減度
額を現行五〇〇万円から一〇〇〇万円に
引き上げる。 (▲二〇〇)

⑦ 文化・スポーツ減税を推進し、入場税
並びに娯楽施設利用税(地方税)のうち
のゴルフ施設税を撤廃する。 (▲七〇〇)

※ 《地方税▲六三〇》

(4) 相続税等の減税 ▲一、六二〇

相続税の基礎・配偶者控除の引き上げ、
小規模宅地の課税計算の特例拡充(約五〇〇)
○)、居住用財産の買い替え特例の政府廢
止案の見直し(一〇〇)、小規模住宅用地の
固定資産税の八七年度税額への特例的据置
措置(地方税、約六〇〇)などの地価暴騰
対策減税を実施する(相続税については、
八年一月一日にさかのぼり適用)。

(▲五、一〇〇)

※ 《地方税▲六〇〇》

(5) 総合累進課税の推進による公平・公正な
税制の確立をめざし、当面次の改革を断行
する。

二二、四九〇

① 有価証券譲渡益の減税強化、原則課税
への移行

株式譲渡益等に対して二〇%の定率分
離課税を行うと同時に有価証券取引税を
見直す。 (五、五〇〇)

② 土地譲渡所得課税の適正化

長期譲渡所得の所有期間を一〇年間超
に据え置くとともに、分離課税を総合課
税に改める。 (一、六六〇)

③ 支払配当軽課制度の廃止

配当軽課税率適用所得に対し普通税率
で課税する。 (一、七八〇)

④ 受取配当益金不算入制度の廃止

受取配当不算入額の全額を益金に算入
する。 (一、五七〇)

⑤ 貸倒引当金繰入限度額の適正化

法定繰入率を貸倒実績に合わせて引き
下げる。 (三、七九〇)

⑥ 國際課税制度の適正化

外国税額控除制度の適正化(みなし税
額控除制度・間接納付税額制度の廃止)、
タックス・ヘイブンの濫用規制、海外不
正脱漏に対する適正な税務執行の確保な
どの措置を行う。 (一、六三〇)

⑦ 利子・配当課税の適正化

非課税貯蓄制度の復活、総合課税への
移行、脱税の防止策を真剣かつ早急に検

減税額合計 ▲二一、八二〇+※地方税
▲六、一〇〇+▲三〇、九四〇

税額合計 ▲二一、八二〇+※地方税
▲六、一〇〇+▲三〇、九四〇

討するとともに、配当については控除を現行の二分の一に引き下げる。

(一五〇) (8) 紹与所得控除の頭打ち制度の復活

収入金額一五〇〇万円に対する紹与所得控除額二三四・五万円を限度とする頭打ち制度を復活させる。 (四一〇)

(九) 「土地増価税」(仮称)の創設

一定規模以上の土地保有につき増価益の社会還元を図り「土地神話」を打破する。 (五〇〇)

(十) 総収入申告制度の強化、紹与所得者に対する申告納税制度の拡充、適切な税務執行体制の整備等当面実調率を五%に引き上げる。 (五〇〇)

(歳出)

1 拠本的土地区画の実施 (三〇・一)

(1) 野党四党共同提案の国土利用計画法改正案の成立を図るとともに、当面必要な財政措置を講ずる。(不足分は予備費で充当)

(三〇)

(2) 土地にかかる利益の的確な社会還元をはかるため、法人の資産再評価・土地増価税等を検討・実施するとともに、買い替え特例については限度額を定め本人取得の居住用土地についても特例を存続させる。 (歳入の項目参照)

3 国民生活基盤整備のための公共事業の拡充 (五、二二五)

(1) NTT株の売却益による補助金型・収益回収型等による公共事業を見直し、国民生活を質的に向上させるため住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源・緑化対策、地域交通整備などの生活・自然環境保全のための社会資本を継続的かつ計画的に整備していく。とくに住宅につ

非課税特別措置の見直し、適正化等を併せて実施する。

※ 「多段階・包括的・網羅的・普遍的な大規模な大型間接税は導入しない」という「政府統一見解」「選挙公約」は、自民党内閣の国民に対する約束である。したがって、新大型間接税は導入させない。

2 防衛費の対GNP比一%枠厳守、経済協力の推進 ▲一、六二二

(1) 当面、少くとも防衛費の一%枠を厳守し、「思いやり予算」の増額はやめ、また、三宅島のNLP建設、逗子の米軍住宅建設は中止し、防衛予算を前年度補正予算以下に削減する。 (▲一、八七〇)

(2) ODAは、戦略援助を改め、前年度当初予算比一〇%程度の伸びを確保する。

(二三八)

(3) 地球的規模での環境保全・生活社会資本整備のため、各国軍事費の一律削減による「国連緑基金」の創設を提唱し、そのための初年度拠出金について予算措置を講ずる。

(一〇)

※ 人工衛星の防衛庁による利用を中止するとともに、SDIの研究開発に対する日本の参加・協力を即時中止する。

いては、公共住宅の年間一〇万戸の供給、

公団家賃値上げの延期のための国による利子補給、また、下水道については、今世紀中に都市部普及率一〇〇%をめざす。そのため公共事業の事業配分、執行の見直しを図るとともに、総額は前年度補正予算並を確保する。

(五、二二五)

4 社会保障の充実

一、七八〇

(1) 人口の高齢化等にともなう福祉・年金・医療等にかかる当然増経費を確保する。

国民健康保険制度については当面、自治体負担増及び老人保健拠出金の拡大を中止するとともに、個人住民税非課税世帯については、国保料を免除できるようとする。

(一、一五〇)

(2) 公共施設の改善をはじめとする福祉型都市改造を推進する。

(一〇〇)

(3) 当面、老齢福祉年金の水準を月額三万円に引き上げ、関連諸手当もこれと同水準とする。

(五二〇)

(4) 社会福祉施設の入所定員を社会福祉事業法に定める通り、「五人以上」に小規模化するとともに、在宅福祉を援助するため、ホームヘルパーの大増員など介護サービスの充実をはかる。

(一〇)

参考資料をもどす。

5 雇用安定・時短推進と中小企業・不況対策の充実

二、六七〇

(1) 雇用調整助成金制度の事業活動指標、特定不況業種雇用安定法による不況業種対策の指定基準の緩和、対象業種の拡大、期間延長等の措置を講ずる。また、緊急対策として、失業給付の基本手当を一律九〇日間延長する。

(五〇〇)

(2) 五〇万人の新規雇用の創出のため、特別交付金の交付等思い切った対策を講ずる。

(一、二〇〇)

(3) 中小企業向け政府金融の融資条件の改善と金利引き下げ、不況業種の指定の拡大を

図るとともに、中小企業の技術高度化のため人材育成政策を強力に推進する。また、気象観測船等官公庁船、船舶整備公団船の代替・建造を促進するとともに、船舶解撤事業を促進するための助成策を拡充する。

(一▲一〇〇)

(4) 民間給与の改善に充分配慮し、公務員等の給与改善費を適切に計上する。

(七七〇)

6 教育・文化・科学技術対策の拡充

一九九

(1) エリート校づくりを推進し、受験戦争の低年齢化を招く「六年制中学校」や「初任者研修制度」など、国民的合意を欠く臨教審の具体化のための予算は計上しない。

(2) 国立学校の授業料・入学金の引き上げ中止、四〇人学級の早期完結、私学助成の拡充などを図る。

(二五二)

(3) 私費留学生の学習奨励などのため、留学生対策費を増額する。

(二六)

(4) 文化振興のため文化関係予算を増額する。

(二二)

※ 週四四時間制に移行できるよう、中小企業等に対する必要な援助の実施、金融機関、土曜閉庁による官公署の完全週休一日制の実施、「パート保護法」(仮称)・「育児休業法」の制定、家族看護休暇の制度化などの教育課程の改編は中止するとともに、「有

施策を推進する。

※ 下請代金の支払い期間短縮、適用業種の拡大、罰則規定の設置など「下請代金支払い遅延防止法」の早期改正等を図る。

※ 円高差益の還元について、いまだ国民生活に充分に還元されていない状況にかんがみ、とくに電気・ガス料金の再引き下げなど政府認可料金の是正、政府関与物資を中心に輸入物資全般の流通機構の合理化等を推進する。

給教育休暇制度」の確立など生涯学習の条件整備をはかる。

※ 新型転換炉、高速増殖炉等の建設を中止するとともに、幌延町、六ヶ所村に計画されている放射性廃棄物、ウラン濃縮、再処理に関する施設については全面中止する。国民の文化活動、伝統芸能振興等のため入場税の撤廃等を実施する（歳入参照）。

7 農林水産業対策の強化 一、五四三

- (1) 食管制度の根幹を堅持するとともに、主要農産物の安定を図る。（一、〇四三）
- (2) 農産物自由化対策を実施する。（三〇〇）
- (3) 国内農業生産振興と自給率向上のため、生産資材価格の引き下げ、地域営農集団の価格の面で優れた農産物の生産振興を図る。（一八二）
- (4) 国産材等の供給体制の整備、林業の担い手の育成確保等の推進を図る。（一〇）
- (5) 沿岸漁業構造改善事業の推進、漁業就業の改善、漁業生産構造再編整備の推進などを水産業対策を講ずる。（八）

8 地域経済の活性化と地方財政の強化 一四〇・九

- (1) 補助金カットを中止し、（財源対策は、経

常経費については自然増収三九七四、投資的経費については建設国債九、九〇〇で措置する）単独事業の推進を図る。

（一三、八七四）

(2) 人口急減自治体対策の拡充。（六）

バス、航路等に対する財政措置を強化する。

（一五〇）

※ 國際人權規約選択議定書及び人種差別撤廃条約を早急に批准する。

（七〇）

※ 地方税源の充実強化、国保地方負担増の中止、自治体雇用創出特別臨時交付金の創設については前述の施策を講ずる。

※ 地方公付税制度の充実、地方債の借り換え促進、郵便貯金資金の自主運用・地方還流の推進などの施策を追求する。

9 当面・緊急の生活福祉対策 一四〇・九

- (1) 災害孤児の進学を保障するための「災害遺児奨学制度」を創設する。（一〇）
- (2) 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業（福祉灯油）に対して積極的に補助する。（三〇）
- (3) 国会傍聴の充実のため、手話通訳者の配置や点字書類を備える。（〇・九）
- (4) 健康と環境を守るために、アスベストの完全廃棄に向けた三ヵ年計画を策定・実施す

(5) 国家補償の原則に基づき、原爆被爆者に対する各種給付を引き上げるとともに、「被爆者援護法」を制定する。また、海外居住被爆者に対しても、国内に準じた措置を早急に講ずる。

（七〇）

組み替え要求による歳出歳入増減表

(歳入)

(単位・億円)

	増 加	減 少	
1 不公平税制等の是正 有価証券譲渡益の課税強化 土地譲渡所得課税の適正化 支払配当軽課制度の廃止 受取配当益金不算入制度の廃止 貸倒引当金繰入限度額の適正化 国際課税制度の適正化 利子・配当課税の適正化 給与所得控除の頭打ち制度の復活 土地増価税等の実施 (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)	二二、四九〇 (五、五〇) (一、六〇) (一、七〇) (一、五〇) (一、九〇) (一、八〇) (一、七〇) (一、五〇) (一、四〇) (一、三〇) (一、二〇) 八、三八一	一一、一〇〇 (一〇、〇〇) (四、一〇) 二、六一〇 (三〇) (二〇) (一〇) (一〇) (一〇) 五、一〇〇 (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)	1 所得税減税 税率構造の見直し 課税最低限の引き上げ 2 政策減税 パート・内職減税 退職所得控除の引き上げ 特別個人的控除の引き上げ 個人年金保険料の所得控除限度額 の引き上げ 住宅減税 財形貯蓄の非課税限度額の引き上げ 文化・スポーツ減税
2 景気浮揚による税の自然增收 建設国債の増発	四五、九九六 一五、一二五	一一、八二〇 五、一〇〇	3 相続税減税等

(歳出)

	増 加	三〇・一	減 少	一、八七〇
1 拠本的土地区画整備				
2 海外協力の推進	二四八			
3 生活基盤の整備	五、三三五			
4 社会保障の充実	一、七八〇			
5 雇用・不況対策等の充実	二、六七〇			
6 教育・文化・科学技術対策	二九九			
7 農林水産対策の強化	一、五四三			
8 地域経済・財政対策	一四〇・三〇			
9 緊急の生活・福祉対策	一四〇・九			
10 国債費	一八〇			
	二六、一四六			
		一、九七〇		

* 以上の組み替えにより、予算総額は五九一、一七三億円となり、前年度当初予算に対し五〇、一六三億円、九・二七%増となる。

(参考)

1 所得税の税率構造

現 行		わが党改正案	
課税所得 万円	税率 %	課税所得 万円	税率 %
~ 150	10.5	~ 300	10
200	12	500	15
300	16	600	25
500	20	800	30
600	25	1,000	35
800	30	1,200	40
1,000	35	1,500	45
1,200	40	3,000	50
1,500	45	5,000	55
3,000	50	5,000	55
5,000	55	5,000~	60
5,000~	60		

2 個人住民税（市町村民税）の税率構造

現 行		88年度改正		わが党改正案	
課税所得 万円	税率 %	課税所得 万円	税率 %	課税所得 万円	税率 %
~ 20	4.5	~ 60	5	~ 60	2.5
45	5				
70	6	130	7	130	4
95	7	260	10	570	7
120	8	460	12	950	10
150	9	950	14	950	11
220	11	1,900	15	1,900	~ 16
370	12	2,900	16		
570	13	4,900	17		
950	14	4,900~	18		
1,900	15				
2,900	16				
4,900	17				
4,900~	18				

昭和六三年度政府予算案に対する 修正共同要求

日本社会民主連合
民主党
社会党
共产党

②

個人住民税減税

※（地方税▲三、〇〇〇）

I 修正を求める理由

- 1 政府予算案は、内需主導、国民の生活水準向上の実現に向けた経済構造の転換を図る内容となっており、国際経済摩擦の解消、雇用の安定と地域経済社会の振興、地価の安定等々の緊急に解決を要する課題に応えていない。
- 2 政府税制改正案は、国民大多数の要求である六三年度における大幅減税の実施と不公平税制の是正を何ら盛り込んでいない。しかも新大型間接税の導入を準備していることは断じて認められない。われわれは、新大型間接税導入抜きに大幅減税の実施を求める。

※ 上の改正の結果、所得税における課税最低限（標準世帯）は二七六・一万元（現行二六一・九万元）、個人住民税における課税最低限（標準世帯）は、二四六・八万元（現行二三六・一万元）となる。

II 具体的修正要求

（▲は減額を示す、単位：億円）

- (1) 六三年度における大幅減税の実施
一五、五五〇

- (2) 政策減税
国税▲二、六〇〇※（地方税▲一、二五〇）
① 内職所得者の課税最低限（現行四七万

中堅所得者及び低所得者の負担軽減のため、総合課税の強化・徹底と併せ、所得税の税率構造の改善を図るとともに（当面、一〇・六〇%とし累進構造の緩和と税率区分の改革を図る）、課税最低限の引き上げを実施する（給与所得控除の一万円引き上げ、人的三控除・基礎・配偶者・扶養控除の各二万円引き上げ）。

円)をパートと同額まで引き上げること

もに、パート収入にかかる激変緩和措置を拡充する。

(▲二三〇)

② 退職所得控除の改善(勤続二〇年未満一二五万円、同二〇年超一五〇万円をそれぞれ四〇万円、七〇万円に引き上げる。)を図る。

(▲九〇〇)

③ 障害者控除、同居老親扶養控除など特別的控除を所得税については各二万円、個人住民税について各三万円引き上げる。

(▲三四〇)

※ (地方税▲二五〇)

④ 個人年金保険料の所得控除限度額を現行五〇〇〇円から一万円に引き上げる。

(▲一〇〇)

※ (地方税▲二五〇)

⑤ 住宅取得促進税制の拡充を図るため、住宅ローン残高に対する控除率を一%から二%に引き上げる等の措置を講ずる。

(▲九五〇)

⑥ 財形貯蓄(住宅・年金)の非課税限度額を現行五〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げる。

(▲二〇〇)

⑦ 文化・スポーツ減税を推進し、入場税のうちギャンブル関係を除くものの撤廃並びに娯楽施設利用税(地方税)のうちのスポーツ関係等の税の軽減を図る。

(▲六〇〇)

※ (地方税▲四〇〇)

受取配当不算入額の益金への算入を段

⑧ 小規模住宅用地の固定資産税の軽減を図る。

※ (地方税▲六〇〇)

(▲四〇〇)

⑨ 退職所得控除の引き上げ、相続税の基礎・配偶者控除の引き上げ、小規模宅地の課税計算の特例拡充などを実施する(相続税については、六三年一月一日にさかのぼり適用)。

(▲九〇〇)

⑩ 法人税減税

(▲六〇〇)

⑪ 法人税の基本税率の引き下げ等を実施する。

(▲四〇〇)

⑫ 不公平税制等の是正

減税額合計	
▲二五、一五〇	+※地方税
▲四、二五〇	=▲二九、四〇〇

2 不公平税制等の是正

国税 一七、〇〇〇

(▲一〇〇)

① 有価証券譲渡益の課税強化

(四、〇〇〇)

② 株式譲渡益等について原則課税へ移行するとともに、有価証券取引税を見直す。

(一、〇〇〇)

③ 土地譲渡所得課税の強化

(二、〇〇〇)

④ 長期譲渡所得課税等の適正化を図る。

(一、〇〇〇)

⑤ 支払配当軽課制度の適正化(七〇〇)

⑥ 支配当軽減税率課税の適正化を図る。

(一、二〇〇)

⑦ 受取配当益金不算入制度の適正化

(一、二〇〇)

※ (地方税▲四〇〇)

階的に行う。

⑧ 地方税減税の財源は、前記及び交付税で措置する。

⑨ 貸倒引当金繰入限度額等の見直し

(四、〇〇〇)

⑩ 法定繰入率を貸倒実績に合わせて引き下げるなど引当金等の適正化を図る。

(一、五〇〇)

⑪ 國際課税制度の強化

(一、五〇〇)

⑫ 外国税額控除制度の適正化、タック

ス・ハイブンの濫用規制、海外不正脱漏

に対する適正な税務執行の確保などの措

置を行う。

⑬ 利子・配当課税の適正化 (二〇〇)

(二〇〇)

⑭ 総合課税への移行等を早急に検討する

(二〇〇)

⑮ とともに、配当については控除を圧縮する。

(一、〇〇〇)

⑯ 納税環境等の整備 (三、〇〇〇)

(三、〇〇〇)

⑰ 給与所得控除の頭打ち制度の復活

(四、〇〇〇)

⑱ 収入金額一五〇〇万円超に対する給与所得控除額の頭打ち制度を復活する。

(三、〇〇〇)

⑲ 見会つた不公平税制の是正、租税特別措置の見直し、法人事業税の改革等を推進する

(一、〇〇〇)

⑳ とともに、住民税の現年度課税化を追求する。

(一、〇〇〇)

㉑ 地方税減税の財源は、前記及び交付税で措置する。

3 その他

一二、三九〇

- (1) 税外収入の増額 (NTT株売却益の一部を含む)
(三、〇〇〇)

- (2) 建設国債の増発
(二、〇〇〇)

- (3) 税収自然増 (交付税分を除く)
(七、三九〇)

* (交付税を含めると約一〇、〇〇〇)

(歳出)

1 土地・住宅対策の強化 五三〇

- (1) 野党四党共同提案の国土利用計画法改正と財政措置の拡充
(三〇)

- (2) 公的賃貸住宅の建て替え、建設戸数の増大
(五〇〇)

- 2 地域経済、生活関連公事業、地方財政対策の充実
(一、〇〇九)

- (1) 下水道、公園その他生活関連事業の拡大

- (2) 中小企業の振興・育成
(八五)

- (3) 緑の保全、農林漁業対策の充実 (農産物自由化対策など)
(六〇〇)

- (4) 地域交通の維持・整備
(一〇〇)

- (5) 官公庁船等の充実 (気象観測船・豪華客船・洋上学校船)
(一一四)

- 3 社会保障、教育文化対策の充実等
一一、三四八

6 国債費

五五

- 7 不要不急経費等行政経費の節減
▲二、〇〇〇

歳出合計 四、二四〇

- (1) 老齢福祉年金の水準引き上げ (月額三万円) 及び関連諸手当の引き上げ (七三一)

- (2) 在宅福祉の充実、福祉型街づくりの推進 (二〇〇)

- (3) 国立学校授業料等の値上げ中止・私学助成充実・四〇入学級の推進 (二〇〇)

- (4) 文化・科学技術の振興 (文化予算の充実と基礎科学的研究推進)
(一〇〇)

- (5) 災害児育英制度の創設 (二)

- (6) 被爆者援護法の制定 (七〇)

- (7) アスベクト対策の推進 (一五)

- (8) 難病・エイズ対策の充実 (三〇)

- (9) 公務員等の給与改善費の計上 (五二〇)

4 雇用安定・労働時間短縮の推進 一、〇一〇

- (1) 雇用調整助成金制度等の拡充、時短の推進 (五〇〇)

- (2) 公務員等の給与改善費の計上 (五二〇)

5 國際協力等の推進 二七八

- (1) ODAの増額
(一三八)

- (2) 留学生受け入れ対策の充実
(三〇)

- (3) 地球規模の環境保全対策
(一〇)

* 以上の修正により、一般会計予算額は、五七兆一二三七億円、政府予算案に対し、四二四〇億円の増、対前年度当初比三兆〇二二七億円、約五・六%の増となる。



予算修正共同要求による歳出歳入増減表

(歳入)

(単位・億円)

	増	加	減	少
1 不公平税制等の是正 有価証券譲渡益の課税強化 土地譲渡所得課税の適正化 支払配当軽課税制度の適正化 受取配当益金不算入制度の適正化 貸倒引当金繰入限度額等の見直し 国際課税制度の強化 利子・配当課税の適正化 給与所得控除の頭打ち制度の復活 納税環境の整備	一七、〇〇〇 (四、〇〇〇) (三、〇〇〇) (二、〇〇〇) (一、〇〇〇) (一〇〇) (八〇〇) (七〇〇) (六〇〇) (五〇〇)			一一、五五〇 (五六〇) (三、五五〇) (二、六〇〇) (三〇〇) (五〇〇) (三〇〇) (一〇〇)
2 税率構造の改善 給与所得・基礎・人的控除の引き上げ 政策減税 パート・内職減税 退職所得控除の引き上げ 特別個人的控除の引き上げ 個人年金保険料の所得控除限度額の 引き上げ 住宅減税				一、二五〇 (一五〇) (一〇〇) (九〇〇) (八〇〇) (七〇〇) (六〇〇) (五〇〇)
3 税の自然増収の確保 税外収入(含、NTT株の売却益) 建設国債の増発	三、〇〇〇 七、三九〇 二、〇〇〇			二九、三九〇
4 計				
1 個人住民税減税 税率構造の改善 給与所得・基礎・人的控除の引き上げ 政策減税 特别人的控除の引き上げ 文化・スポーツ減税 固定資産税の軽減	三、〇〇〇 (四〇〇) (三、六〇〇) (二、二五〇) (一、二五〇) (一〇〇) (九〇〇)			四、二五〇
2 財形貯蓄の非課税限度額の引き上げ 文化・スポーツ減税 法人税減税				二五、一五〇
3 計				
4 付：地方税減税				

* 地方税減税の財源については、前述の措置を講ずる

		増	減	少
	計	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
1	土地・住宅対策の強化 国土利用計画法関係	五三〇 (三〇)	二〇〇 (一〇)	一〇〇 (五〇)
2	地域経済・生活関連公共投資の拡充 公共事業の拡大	五〇〇 (三〇)	二〇〇 (一〇)	一〇〇 (五〇)
3	中小企業振興 緑の保全・農林漁業対策	四〇〇 (二〇)	一〇〇 (五)	一〇〇 (五)
4	地域交通対策 官公庁船等の充実	三〇〇 (一〇)	一〇〇 (五)	一〇〇 (五)
5	社会保障・教育文化対策の充実 老齢福祉年金額等の改善 在宅福祉等の充実 教育対策の拡充 文化・科学技術の振興 その他	二、三四八 (一〇〇) (七〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)	一、三四八 (一〇〇) (七〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)	一、一〇〇 (五〇) (五〇) (五〇) (五〇) (五〇) (五〇)
6	雇用安定・時短推進 雇用安定、労働条件等の改善 公務員等の給与改善費 国際協力等の推進 ODAの増額 留学生受け入れ対策の充実 地球規模の環境保全対策 国債費	一、〇一〇 (五〇) (五〇) (五〇) (五〇) (三〇) (三〇) (一〇)	一、二七八 (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇) (一〇〇)	一、一〇〇 (五〇) (五〇) (五〇) (五〇) (五〇) (五〇) (五〇)
計	六、二四〇	五五 (五五)	三、〇〇九 (三〇)	二、〇〇〇 (一〇)
計	六、二四〇	五五 (五五)	二、〇〇〇 (一〇)	一、〇〇〇 (五〇)

* 以上の修正により、六三年度一般会計予算額は五七兆一一三七億円となり、来年度政府予算案（五六兆六九九七億円）に対し、四二四〇億円増加し、また、前年度当初予算（五四兆一〇一〇億円）に対しては、三兆一二七億円、五・六%の増加となる。

一九八八年度政府予算案に対する反対討論

（衆議院本会議）

私は、日本社会党護憲共同を代表して、ただいま、議題となりました「昭和六三年度政府予算三案」に対し、反対の討論を行うものであります。

現在、わが国をとりまく内外の経済、社会の状況は、一段と混迷の度を深めています。それは、まさに、常軌を逸した財テクや、マネーレースによる異常な株価や地価の暴騰、その結果、あの一九二九年の大恐慌を思わせた昨年一〇月の世界的な株の大暴落、はたまた、貿易経済摩擦の激化に、農産物の自由化問題、そして一二〇円台という大幅な円高の昂進とその定着、産業構造の転換、累積債務問題の深刻化など、それぞれに関連しあつた重大な課題にわが国は直面しているのであります。

また、一方では、米ソのINF全廃に関する合意が成立し、核軍縮、平和に向けた歴史

的な第一歩が踏み出されています。平和と軍縮実現のためのわが国の役割がますます高まっていると言つても過言ではありません。

このようない歴史の転換期とも言える重要な局面にあつて、われわれ政治家の任務は、主権者たる国民の負託に応えるために局面を開けるための政策と展望を示し、適切な指針を国民の前に明らかにすることです。

日本社会党は、一九八八年を核の廃絶と軍縮、国民の生活水準向上による内需拡大のためのまさに、「転換元年」と位置付けこの立場

に立脚した予算編成を行うよう主張し、土井委員長と竹下総理との党首会談をはじめ、政府与党に強く要求してきたのであります。しかしながら、竹下内閣は、前政権の政策の誤りを正し、抜本的な政策転換をはかつて内外の要請に応え、経済社会の変動に的確に対応すべきであるにもかかわらず、わが党の主張

を無視するばかりか、極めて時代認識に欠けた、問題の多い予算案であると断定せざるを得ません。

以下、反対の理由を具体的に申しあげます。

まず、第一に、社会保障、教育、住宅、交通、農業、中小企業など生活関連経費を、時代の要請とは裏腹に、徹底的に切り詰め、野放図に自助努力、民間への依存強化を図った行政改革路線に基く、まさに国民生活抑圧型といった財政運営を全く改めていないことにあります。

その典型は、老齢福祉年金の月額一〇〇円の引き上げに示されています。すなわち、一隻一二〇〇億円もするイージス艦を購入しながら、高齢者の福祉年金の引き上げは、一日当たりわずか三・三円というスズメの涙にも足らない貧弱なものであります。これでは、来たらるべき高齢化社会とは名ばかりの全く国民をないがしろにした予算と言わざるを得ません。

総理は、施政方針演説のなかで「本格的な高齢化社会の到来を控え、公平で安定した社会保障制度の確立を図るために」と述べておられます。しかし、政府予算案によれば国民年金は、保険料は三〇〇円上がつたにもかかわらず、受給する年金額は、わずかに五九円引き上げられることになっています。公的年金である国民年金に加入して、四〇年かけ続けて、

老後は生活保護を受けなければ生活できない。これを公平な安定した社会保障制度の確立と言えるのでしょうか。

また、経済企画庁では、サラリーマンが一戸建の家を取得する際の、平均的な資金計画として年収平均六〇〇万円、銀行から借りられるのは、その三～五倍にあたる二〇〇〇万円、これに年収の一・五倍にあたる九〇〇万円の自己資金を加えて、三〇〇〇万円の取得費が用意できるだろうと試算しています。ところが、国土庁の都道府県地価調査によると、

昨年の東京都の住宅地平均価格は坪当たり二九三万八〇〇円であります。三〇〇〇万円の資金では、土地が何とわずか一〇坪を購入するだけで精一杯という有様です。明らかに、国民の持家の夢は、今や完全に奪われているといつても過言ではないでしよう。

これでは、わが国が「経済一流、生活二流」と言われるよう、国民生活と経済の歪みがますます大きくなるばかりであります。その結果、地域間格差が拡大し、そしてストックのある者と無いものとの格差は拡大していく。さらに、貿易、経済の摩擦を激化させるこ

ためには、中長期的な視点で内需拡大をはかる積極的な財政運営への転換が求められているのです。すなわち、生活優先の経済への質の転換をはかるための政策展開が今こそ求められているのです。しかし、政府予算案は、何等の長期的展望も持たず、ただ、いたずらに経常経費の削減を続け、「昭和六二年度第二次補正予算」の規模を大きく下回るばかりか、その内容においては、福祉、教育、住宅、農業、中小企業など国民の生活を全く無視し、地域経済の苦境を放置したものであり断じて賛成することはできません。

第二は、I N F全廃に関する米ソ核軍縮を積極的に評価し世界の軍縮、平和に貢献していく姿勢が見られないことであります。世界最初の被爆国であるわが国は、この米ソ合意を歓迎し、さらに核兵器の削減、廃絶を訴え、通常兵器を含めた、世界の軍縮の実現に貢献しなければならない国際的立場にあることは誰の目から見ても明らかのことであります。そのため、わが国は、防衛費の対G N P比一%枠の厳守はもとより、卒先して思いきった防衛費の削減を行うことが必要不可欠なことであります。

しかし、それとは逆に政府は、大蔵原案の段階から防衛費の対G N P比一%枠の突破をはかり、五・二%増の防衛費は総額三兆七三〇〇億円にも達し、一・〇一三%という、一

%突破予算を継続したのであります。

また、日米防衛ガイドラインに即して、日米安保体制の質的な強化を推進し、米国製新兵器の購入、P O M C U Sの開始、思いやり予算の増額などを推進したことは、世界の緊張緩和と軍縮の潮流逆行するばかりか、東西対立を基調とする国際的軍事緊張を無用に煽るものと言わざるを得ません。アジアにおける平和の実現を願う近隣諸国の人々はわが国の軍備増強に対して警戒心を強めていることは周知の事実であります。

さらに、わが国の国際協力は、自國の利益追求に偏しているとの批判が強いのであります。その批判に応えるためのODA（政府開発援助）の質・量の改善は、ほとんど行われていないのが現状であります。これで果たして「世界に貢献する日本」と言えるのであります。軍事緊張を増大させ、国際的友好関係の構築に逆行する竹下内閣の姿勢は、厳しく指弾されなければなりません。

第三は税制改革の名のもとに大型間接税の導入を企てていることであります。昨年の売り上げ税騒動を全く反省していないばかりか、総理を筆頭に竹下内閣は、今国会の予算委員会などにおいて、大型間接税導入の野望を憶面もなく繰り返しているのであります。政権は交代しても、次の総選挙まで拘束するはずの選挙公約を無視すること

は、主権者である国民の意思を無視することであります。また、大型間接税導入のフリー・ハンドを握るため、政府統一見解の白紙撤回を既成事実化しようとしていることや、一般消費税を導入しないとした国会決議を歪曲解釈することによって、すり抜けようとする国会軽視の態度は断じて許すことはできません。こうした、政府自民党の態度は、主権者である国民の期待に真っ向から反するものであり、議会制民主主義を否定するものと言わざるを得ません。

わが日本社会党は、税制改革にあたっては、まず、多くの国民の不満の対象となっている現行の不公平税制の是正を徹底的に行い、税に対する国民、納税者の信頼を確保することが先決、かつ急務であると考えます。また、内需拡大、個人消費の増大のためにも、大幅な所得税、住民税の減税と相続税や固定資産税の軽減などを、来年度において直ちに実施すべきであります。

政府は、まさに、高齢化社会の到来を口実に使って、大型間接税の導入を企んでいるのです。高齢化社会の到来に対処するための負担のあり方については、先づは、国民の福祉充実の確保を最大の目的として、高齢化社会における財政運営の在り方、年金、医療、福祉など社会保障制度の確立をめざすなかで、国民の参加を得て十分に時間をかけて、真剣

に検討すべきであると主張するものであります。

これに反し、政府は、不公平税制を温存し、高齢化社会の到来を口実に、所得税減税や相続税の軽減を、大型間接税導入と引き替えに、今は広く浅く、将来は厚く広く、逆進性の最も高い間接税をとろうというのです。このような欺瞞的やり方を断じて認めることはできません。

この他にも、抜本的な土地、住宅対策の欠如、農産物の輸入自由化容認、国民健康保険制度の改悪をはじめとする、地方財政、住民への負担転化、NTT株売却益の使用方法の改善の欠落、環境、公害行政の軽視など問題点の指摘には事欠きません。

また予算審議に付随して、国会の品位を汚すような行為が見られたことは、誠に遺憾であります。このような事態が二度と起ることがないよう、主権者たる国民の前にエリを正さなければなりません。

わが党をはじめ野党三会派は共同して、政府自民党に対し、来年度中に、大型間接税によらない、二兆九四〇〇億円の減税の実施を行いましたが、三月八日の与野党国対委員長会談で一応の合意に達しました。肝心なことは、これから開かれるであろう与野党の協議において、われわれ野党三会派が修正要求

に明記した項目以外は、検討課題として取り上げないこと、そして、その協議の結論は、予算案の成立する四月上旬までに出すとの確認がなされた点であります。不公平税制の基本的合意は、自民党が決意すれば、容易に実現できることであります。われわれは、この合意事項の誠実な実行を期待するものであります。昨年のマル優廃止の時のような政府・自民党の欺瞞的な態度は断じて許しません。

わが党は、不公平税制の是正と大幅減税の実現に向けて不退転の決意で追求してゆく覚悟であります。また如何なる名目にして、新型間接税の導入を断乎阻止する決意であります。

(村山 富市)



一九八八年度政府予算案の衆議院通過に当たつて（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、本日、来年度政府予算案は衆議院で可決され参議院に送付されたが、わが党をはじめとした野党三会派が要求した予算修正共同要求を受け入れず、修正がなされなかつたことは誠に遺憾である。

わが党は、一九八八年を軍縮と国民生活水準向上による内需拡大のための「転換元年」と位置づけ、この立場に立脚した予算編成を行うことが差し迫った政策課題であると衆議院の予算審議の過程などで訴え続けてきた。それを無視した政府の態度は、国民の期待を裏切るもので、将来展望を見失わせるものといわなければならない。

一、政府予算案の最大の問題点は、社会保障、教育、交通、農業、中小企業など生活関連経費を徹底的に切り詰める一方で、防衛費の対GNP比一%枠突破を継続させ、米国

製新兵器の購入、POMCUSの開始、「思いやり予算」の増額などを推進しようとしていることにある。まさに中曾根型行政改革路線に基づくところの国民生活抑圧型の財政運営を改めていないどころか、逆に強化しているのである。こうした予算を継続

していく、財政再建と内需拡大の両面作戦に成功したと自負してみても、国民からすれば、それは虚言にしか聞こえない。

一、わが党は、こうした予算案は抜本的に修正されなければならないと考え、野党三会派で大幅減税と不公平税制の是正を柱とした予算修正要求を政府・自民党に対して行つたのである。大幅減税と不公平税制の是正は、税の歪みを正し、国民・納税者の税制に対する信頼を確保するために、早急に、来年度中に着手しなければならないことで

ある。また、大型間接税を否定した政府・自民党的国民に対する約束を反故にして、減税をエサに大型間接税の導入を企てることは断じて認められない。予算修正問題については、八日の国対委員長会談で合意が成ったが、今後の与野党協議においては、野党三会派が修正要求に明記した項目以外は検討課題として取り上げず、そしてその協議の結論は予算案の成立する四月上旬までに出すとの確認を行つてあるが、与野党共にそれを忠実に実行していかなければならぬ。とりわけ自民党的誠実なる対応を切に求めるものである。

一、わが党は、政府・自民党が昨年のマル優廢止決定時のような欺瞞的な態度を再現しようとするとする場合には、それを阻止するため全力を尽くす覚悟である。そして、不公平税制の是正と大幅減税の来年度中の実施を不退転の決意で追求していくとともに、さらに参議院での予算審議において防衛費突出問題をはじめ政府予算案の問題点を徹底的に追及し、国民の前に予算の全貌を明らかにし、国民のための予算をかちどるために院内外の運動をさらに強力に展開していく。

一九八八・二・二五

「日韓関係についての見解」

日本社会党委員長

土 井 たか子

(一) 私は、第五三回定期全国大会後の記者会見で「韓国の盧泰愚大統領就任は韓国においてはじめての平和的民政移管であり、民主化の第一歩である」とし「盧泰愚氏が内外に公約した（六・二九声明）民主化の諸措置を具体化されることを期待し、注目したい」と指摘いたしました。

申すまでもありませんが、韓国の民主化は「民主、民族、民衆」をスローガンとした民衆の「生命を賭した闘い」によって切りひかれましたのであり、盧泰愚氏がそれをうけ入れて、憲法改正、大統領直接公選が実現し、今日に至つたものであります。

私どもは今後、「言論・集会、結社の自由をはじめとする基本的人権の擁護」「政治犯の釈放」について、新大統領が積極的に対応されるよう注目してまいりたいと存じます。

(二) わが党は、これを機会として韓国との交流に努力いたしますが、国会議員及び中央本部書記局員は他の外国訪問と同様な手続きをとつて訪韓できるよう措置いたします。

この際私たちは改めて、

①三六年にわたる朝鮮にたいする植民地支配にたいする反省を基礎とした「民族の道義」
②戦後の日韓関係、就中、歴代自民党政

によつて進められた対韓政策と、日韓関係を根本から問い合わせること。私どもが心を痛めているのは、今まで日朝関係はもちろん、日韓関係においても国民同志の本当に和解と信頼関係が出来ていないということを認識すること。

(三) 極東情勢の緊張緩和と南・北朝鮮の自主的・平和統一のための条件と状況を促進させるよう協力し、いやしくもこれを阻害するような行動はとらないこと、という立場を強調したいと思います。

(イ) 在日韓国・朝鮮人の人権擁護（指紋押捺にみられる民族差別を止めさせること）

(ロ) いわゆる「日韓癒着」にみられる、経済協力の在り方を糾し、民衆の福祉と生活のため貢献するよう努力すること。

(ハ) 貿易や経済関係のインバランスを是正し、平等・互恵の経済関係を促進すること。
(ニ) 文化、学術の交流などに努めること。
等々は、わが党と韓国政府との間で「一致できること」政策課題であり、私たちのその共通の課題にむかって全力をあげてまいりたい。

盧泰愚政権の発足にあたつて（談話）

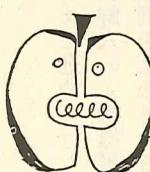
日本社会党書記長

山 口 鶴 男

一、わが党は、第五三回定期大会で決定した運動方針にもとづき、土井委員長の訪韓をはじめ韓国民との友好交流を推進し、アジアの平和と発展に寄与する決意である。

以上

一九八八・二・一〇



-20-

電気通信事業法等の「見直し問題」に対する わが党の態度——第一一二回国会における当面の方針——

日本社会党政策審議会
電気通信対策特別委員会

一、盧泰愚民主党総裁が本日韓国大統領に就任した。わが党は、六・二九宣言にもとづく直接選挙によって軍事政権から民政に移管したこと歓迎し、民主化勢力の運動の成果であることを高く評価する。

一、わが党は、盧泰愚政権が民主化の方向を示している六・二九宣言を実現するため、在日韓国人を含む政治犯の釈放など民主化に努力されることを期待して見守りたい。

一、長きにわたった日本の植民地支配の歴史を深く反省し、わが党は朝鮮半島の緊張緩和に寄与する日韓関係の樹立に努力する。そのため、日本の政府・自民党に対し朝鮮

民主主義人民共和国に対する敵視政策を改めることを要求するとともに、指紋押捺問題をはじめ在日韓国人、朝鮮人が共通して要求している民族的民主的諸権利擁護のための活動を強めていく。

満三年になる。この間、電気通信事業への新規参入が相次ぎ第一種事業に三〇社、特別第三種事業に一七社、一般二種事業に四一五社がそれぞれ事業を開始している。昨年九月からNCC各社による電話サービスをはじめ、専用線、VAN、自動車電話、ポケットベルなど、電気通信事業をめぐる競争状態は一段と激しくなってきている。

他方、その中で国民・利用者の立場からは公益性の確保とサービスの充実、事業者からは規制緩和と公正競争条件の整備、職員・労働者の立場からは共存共栄の条件整備と労働条件の向上、また国際化の課題として規制緩和と通信主権の確保——など様々な問題が提起されている。さらには、技術の進展によつて情報・通信法体系が現実と合わなくなつてきている、という指摘も多い。

したがつてわが党は、わが国の電気通信事業総体の発展と国民・利用者の利益に寄与していくため法整備を必要とする立場に立つて電気通信事業法に明記されている「施行後三年以内の見直し」の実行を郵政省に対して強く迫るとともに、その内容の具体的検討を続けてきた。しかし、政府・郵政省と自民党が、いまお今国会での「見直し」に慎重な姿勢を崩していないことから、今後わが党は別項に示すとおり、①今国会で実現をめざす当面の方針、と②本格的「見直し」に向けて取り組む課題——に整理した方針をもとに今国会に臨むこととする。

I これまでの取り組みの経過

(1) 電気通信事業法は「三年以内」に、日本電信電話株式会社法は「五年以内」に、またNTT事業のストラクチャー規制している労働関係調整法付則は「三年後」に、それぞれ「見直す」ことが明記されている。

(2) したがつて、わが党は電気通信対策特別委員会の中に「電気通信事業法等関係検討小委員会」を設置し、「見直し」に対する検討作業を続けてきた。検討小委員会は、全電通をはじめ、NTT、郵政省、公取、NCC各社、特別二種事業など多方面から意見を聴取し、検討を重ねてきた。

(3) これらをもとにして、わが党は昨年九月に「電気通信事業法等の見直しに対する基本的考え方と今後の対応」をとりまとめ、公明、民社、社民連の各党に共同歩調を呼びかけってきた。この結果、一〇月九日に社会・公明・民社・社民連の四党政審会長会談で「電気通信事業法等の見直しについて」合意し、記者発表した。この方針をもとに、郵政省に対して「見直し」の実現を強く迫ってきた。

(4) (わが党がまとめた基本的考え方と四党政審会長会議による合意は、ほぼ同じものである。別項参考資料)

II 「見直し」をめぐる現状の認識

(1) 今国会に電気通信事業法の改正案を提出するか、いなかについて、郵政省はいままお「検討中である」との姿勢を崩していない。また、労働省は労調法付則の「見直し」について「三年後」と明記していることを理由に、この四月一日以降に検討を始め、次期通常国会に提案する旨の態度である。

(2) しかし、郵政省は、先に実施した「見直し問題に対するアンケート調査」の報告の中では、今国会での見直しを「時期尚早」とする経団連の見解にほぼ近い考え方を持つていると表明している。この態度表明は、間接的に「見直し」をしないというものであり、極めて遺憾である。

(3) NTTは、極く最近業界の動向等を考慮した結果「抜本的な事業法の見直しは、今後タイミングをとらえ、必要に応じて行う」とし、今回は先送りすることも止むを得ない」との見解を明らかにしている。

(4) 全電通は郵政省・業界・各団体等の動

向を的確に把握しつつ対応してきたが、

事業法は三年以内に見直し必要な措置を講ずる、となつてゐるにもかかわらず郵政省が見直しを行わないことはきわめて問題

があること

② 競争の現状認識について、業界の考えはあまりにも一方的であること

③ 加えて郵政省は業界等からはヒアリングを行いながら、当該組合である全電通には何ら意見を求めていないこと

等多くの問題点があると判断している。

しかし現時点では、事業法の条文そのものを見直すことは極めて困難な情勢にあると判断し、二年後の会社法の「見直し」をも展望し、ねばり強い取り組みを前提に当面の重点として、省令の見直しと適切な行政指導を求めることがよりベターであるとの態度を表明している。

(5) 以上の事柄からも明らかなどおり、今国会での事業法の「見直し」はきわめて困難な情勢にある。わが党は、従来の「基本的考え方」をもとに今国会において省令の「見直し」と適切な行政運営の確立を重点に取り組むこととする。

III 今後の方針

(1) 今国会で実現をめざす当面の課題と対策

① 労調法付則の「見直し」は、今国会の

会期中に行い、スト権の二重規制を撤廃する。

② サービス・料金に対する規制緩和、NTTとNCCの相互接続条件、付帯業務

の弾力化、二重サービスの提供条件、事業範囲の変更、CATV事業者への回線提供——の問題など郵政省に対して、適切な行政運営を求め、その改善を図る。

③ これら課題の実現に向けて、電通特の三役を中心にその具体的な内容の詰めと対策を進めていく。

(2) 本格的「見直し」に向けて取り組むべき課題

① 先にわが党及び公明、民社、社民連の各党が合意している事業法等の「見直し」に対する「基本的考え方」をさらに深めていく。

② また、「基本的考え方」を中心にして国会の審議の場を積極的に活用し、わが党の主張を開いていく。

③ 事業法、会社法の「見直し」に対する具体的な内容を引き続き検討していく。

④ 検討小委員会等の今後の役割

① 検討小委員会は、本格的「見直し」に向けて取り組むべき課題について、引き続き検討を深めていく。

② 社会、公明、民社、社民連の四党の「実務者会議」は、当面の課題についての合意や、本格的「見直し」に向けて引き続

き検討していくことで、各党と話し合つていく。

* <参考資料>

以下は、「電気通信事業法等の見直しについて」社会、公明、民社、社民連の四党政審会長が合意した「基本的考え方」と「今後の対応」である。(一九八七年一〇月九日)

[基本的考え方]

(1) 「法見直し」にあたつては、わが国電気通信事業総体の発展および国民・利用者の利益に寄与する立場から、第一種・第二種事業等全体の問題として取り組むことを基本とする。

(2) 「法見直し」は、公正競争整備確立に重点を置き、「原則自由・例外規制」の制度確立をめざし、所要の「法」「政・省令」の見直しと合わせ、適切な行政運営をはかる。なお、第一種事業に関する外国企業の参加条件は現行どおりとし、NTT株式及び電気通信資材調達については国際的に開放する。

(3) NTTは全国ネットワークを一元的に維持し、わが国電気通信事業の発展に寄与するとともに、その社会的責任である「全国遍く公平な電話サービスの提供」に努める。

(4) 労働基本権の確立のため、政府公約どおり、スト権の二重規制を撤廃する。

〔今後の対応〕

以上の「基本的考え方」に立ち、具体的な問題について各党の合意を図るため、実務者間の協議を行うこととする。以下、次のような検討すべき項目がある。

- (1) すでに競争になつてゐるもの、また競争になることが予想されるサービス及び料金に対する規制緩和問題について。
- (2) NTTとNCCの相互接続条件の認可等の在り方について。
- (3) 通信機器及びこれに関連するサービス等付帯業務の弾力化について。
- (4) 二種サービス提供の規制の在り方について。
- (5) 事業範囲の変更の在り方について。

日本社会党の農業政策 (案)



日本社会党農林政策委員会

日本社会党の農業政策について（案）

—生産者と消費者を結ぶ農業・食糧政策の確立をめざして—

第53党大会・小委員会参考資料

日本社会党農林政策委員会

目次

- 一、日本農業をめぐる主な情勢
- (1) 経済摩擦下の日本農業
 - (2) ① 強まる一方の農産物輸入圧力
 - ② 世界の食糧の分配不平等と長期的不安定
 - (3) 日本農業の縮小化政策と農民の状態
 - (4) 財界主導の農政と自民党政府の対応
 - (5) ① コメなど農産物の輸入自由化に反対する
 - ② 食糧の自給率向上をはかる
 - ③ 主要食糧の備蓄制度を確立する
 - (6) ① 地域農政を強化し農業発展をはかる
 - ② 農政審報告を中心とする農政展開
 - ③ 食管制度の改廃と米自由化問題
- 二、われわれのめざす農業・食糧政策
- (1) 農業・食糧政策の基本目標
 - (2) 農業は国民の生命と国土・環境を守る
 - (3) 生産コスト低減と流通合理化をはかる
 - (4) ① 農業は国民の生命と国土・環境を守る
 - ② 国民合意の良質・安全な食糧を確保する
 - ③ 主要農産物の総合価格政策を確立する
- 三、農業・食糧政策転換の運動を進める
- (1) 農林漁業を見直す運動を進める
 - (2) 農民運動を地域から再構築し発展させる
 - (3) 食糧問題を全国民的運動に発展させる

一、日本農業をめぐる主な情勢

いま、日本農業は崩壊の危機に直面している。

自民党政府の下で大資本中心の海外への経済進出政策によつて、一九八六年度の貿易黒字は一〇〇〇億ドルを越え、同年の長期資本収支は一五〇〇億ドル近くにも及び、今や世界第一の債権国となつた。

しかし、これが国内的には、円高不況や産業空洞化を招いて雇用不安を増大させ、不当な農産物の輸入自由化を強行し、日本農業をいけにえにするなどの大きな原因となつていゐる。とりわけ双子の赤字（貿易・財政）を抱えたアメリカは、日本農業の柱であるコメの自由化まで要求し、これと軌を一にする財界の農政諸提言などとあいまつて、これまでコメを支えて食管制度の解体まで行われようとしている。

こうした中で減反・減産政策の強化、農産物価格の総引き下げ、農業所得の低下等で農業縮小化が急速に進み、総兼業化が支配的になり、専業農家も生産意欲や将来展望を持ち得ない状態に追い込まれている。当然の結果として食糧の自給率（穀物自給率三一%）は低下の一途を辿り、今や世界最大の食糧輸入国となつてゐる。中長期的には世界食糧は不安定であり、環境破壊等が進む中で、こうし

た農民・農業・食糧問題の現状を見逃すことは絶対に許されない。

(1) 経済摩擦下の日本農業

① 強まる一方の農産物輸入圧力

アメリカは、自らがガット違反として提訴した日本の農産物輸入制限一二品目について、ガット裁定を背景に全面自由化を迫り、日本政府はその受け入れを決めた。しかし提訴したアメリカはウエーバー（自由化義務免除）など一九品目を輸入制限しており、その中にわが国の一二品目と同じものが六品目も含まれている。また、提訴品目の中には粉乳等の国家貿易品目が含まれており、こうしたアメリカの身勝手な提訴、国家貿易品目の軽視は許せない。しかもアメリカは一二品目の自由化問題を足場に、日本の主要品目である牛肉・オレンジはもとより、コメの市場開放まで強要している。世界で最低の食糧自給率の国、最大の食糧輸入国である日本がこの矛盾をはね返すためには、自民党政府の大資本中心の貿易偏重政策を改めさせる以外に根本的な解決の道はない。

③ 日本農業の縮小化政策と農民の状態

コメの減反政策が始まられて今年で二〇年目を迎える。その他の主要作物もほとんどが生産抑制されている。特にコメについては、生産農民が毎年減反割当以上の協力をさせられてきたが、七〇年代後半に膨大な過剰をもたらし、八〇年代前半には深刻なコメ不足で消費者に臭素米を食わせ、韓国米まで輸入した。これは、单年度需給による減反政策が完

に躍起となつてゐる。それが市場解放の名の下に輸入国への輸入拡大圧力となり、発展途上国の輸出市場を圧迫する結果となつてゐる。他方、FAOの報告によれば、若干は緩和しているが、なお現在、地球上で五億人の人々が食糧不足で栄養失調状態にあるといふ。先進資本主義国が経済力にまかせて飽食し、発展途上国が飢餓状態にあるような世界食糧の分配の不平等は放置できない。また、同報告によると、二〇〇〇年初頭の世界人口は六〇億人を超えるが、それに見合う食糧生産の拡大（約一億ヘクタール）は困難で、逆に現状では毎年六〇〇万ヘクタール（日本の農用地は五四〇万ヘクタール）が砂漠化すると警告している。このように長期的に世界食糧の不安定が予想される中で、目先の食糧事情で海外依存政策を強めることは根本的に誤りである。

② 世界食糧の分配不平等と長期的不安定

ここ数年間続いた豊作によつて世界の穀物在庫は増大し、特にアメリカを中心とする輸出国は、巨額の奨励金を付けるなどして輸出

全く失敗した証左である。それにもかかわらず、この不当な減反政策を続け、八〇万ヘクタールを大幅に上回る水田の三分の一減反を行おうとしている。基幹作物の畜産、果樹も厳しく生産抑制され、政策価格の総引き下げがこれに追い討ちをかけ、農業所得は大幅に低下している。こうした農政に多くの農民は希望を失い、後継者がないまま耕作放棄し、嫁不足の中でも金の力に頼る国際結婚まで行われ、農業の縮小と農村の崩壊は深刻である。

(2) 財界主導の農政と自民党政府の対応

① 財界の農政提言と問題点

近年、財界の農政提言が相次いでいるが、その代表的なものが経団連の「米問題に関する提言」（一九八七年一月）である。今後の政策課題として「生産性の向上」「食管制度の改革」「米の輸入問題」を取り上げ、食管改革は第一期をコメ部分管理移行準備期間として、政府米比率を現在の六割から三割に引き下げ、流通段階に競争原理を導入、生産者米価引き下げによる売買逆ザヤの解消、コスト逆ザヤの縮小、第二期で自由流通に近い部分管理とし、自主流通米は政府管理からはずし取引市場で価格形成、工業米と市場介入に必要な米輸入を認める——以上のことを五年間で実現する。問題点は、食糧自給体制の放棄、食糧制度改廃で国内米の自由流通と投機の対

象化、コメ輸入自由化の突破口作り、米価を含む農産物価格支持制度の全面撤廃、食糧管理費の召し上げ、農業保護制度の解体等で大資本中心の貿易偏重政策の継続発展をめざしていることである。

② 農政審報告を中心とする農政展開

経構研や行政審の報告に統いて、農政審議会が「二一世紀に向けての農政の基本方向」（一九八六年一一月）の報告をまとめたが、政府はこれに基づいて農政を展開することにしている。その内容の特徴点は、「1」食糧自給の方針を放棄、「2」農産物価格支持制度の後退と市場メカニズムの導入、「3」各種補助・助成措置をやめ、自立を求める、「4」国際化への積極的対応、「5」米流通に市場原理、生産者団体の自主管理等の導入で食管制度の彈力的運営をはかる——などである。すでに政府は減反の強化、農産物の自由化への積極的な対応、農産物価格の総引き下げ、助成金等の大削減、コメの団体自主管理と流通競争条件の強化等を実施している。これらは先に触れたコメをはじめとする農産物自由化要求の外圧や財界の農政提言等を巧みに利用し、具体化したものである。まさに農業合理化と資本の論理が貫徹され、主体である農民の存在が否定された政策である。

③ 食管制度の改廃と米自由化問題

政府は食管制度の根幹は守っていると言うが、われわれがかつて根幹と位置付けた「二重価格制」「全量買い上げ」「直接管理」の三原則は、一九六九年の自主流通米制度の導入をはじめ、予約限度数量制（一九七一年）、物統令適用除外（一九七二年）等や、行財政改革による食糧管理費の削減などによって空洞化してきた。特に一九八七年に、生産者米価の五・九五%の大幅引き下げと消費者米価の三・四%の小幅引き下げで、末端逆ザヤ解消のみならずコスト逆ザヤまで縮小し、価格・財政面からも制度維持を困難にしている（総予算内の農林水産予算比率は、一九七〇年一・五%から一九八八年五・六%、同予算内食管費比率は同期間に四一・七%から一四・一%に低下）。一九八八年は政府案）。また、一九八七年に消費者のニーズに対応するとして「米流通研究会」（農水省内）で「1」自主流通比率を三～五年後に六割程度（現在四割）にする、「2」流通体制（集荷・卸・小売等）に競争条件を導入する——ことをまとめ、さらに農政審の小委員会で八八年三月を日程に（1）コメの部分管理・間接統制の手法（2）コメ取引所の開設への配慮事項——などを検討しているが、隨時その政策対応をはかるものと見られる。これでは食管制度を名実ともに解体して、消費者ニーズへの対応どころか、

かつての間接統制時代のようにコメが投機の対象にされ、ひいてはコメ輸入自由化に道を開き、主食を不安定な海外依存に委ねることになる。

二、われわれのめざす農業・食糧政策

農業基本法農政が発足して四半世紀以上になる。農業と他産業との格差を解消するため、自立経営農家を育成し、農業近代化をはかるというものであった。しかしその後の日本農業は、総兼業化、農業後継者の激減と深刻な嫁不足、農家負債の増大など、農基法の方針と離反する一途を辿り、高度経済成長下で大企業が求めた低賃金労働力の供給源にされてしまった。

わが党は当時からその矛盾と問題点を指摘し、農民の自主性に基づいた農業の共同化・集団化等を基本に、その推進に必要な政策提起を中心とした党独自の対案を国会に提出し、国会の内外を通じてその実現のための運動を進めてきた。残念ながらこの実現を見ていないが、今日の農業の現状下で党のこの方針は適正であつたし、その基本は今後も重視されるべきであろう。

党は農基法以来、数多くの農業関連法案を国会に提出してきたが、これを集成して「食糧自給向上と備蓄のための農業生産振興法」「総合食糧管理法」「農民組合法」の三法案を

まとめ、一九八三年に国会提出し、立法化闘争を続けてきた。これは農業政策と農民運動を結合するものでもあった。

しかし、激しい国際経済の摩擦下で農業縮小化、農産物価格総引き下げ、食管制度の実質解体、主要農産物の輸入自由化等が強いらされている厳しい現状と、地域農業の発展、農業と雇用対策、安全食糧の確保と環境保全等の国民レベルの諸要求などに対処し、今後、次の農業・食糧政策の展開をはかる。

(1) 農業・食糧政策の基本目標

① 農業は国民の生命と国土・環境を守る農業は国民の命の糧である食糧を生産し、困難な生活条件の下で社会的な価値の生産を行つてはいる。しかも自然を相手に、國土の保全、水の確保、環境の保全等の重要な役割を果たしている。しかし資源を相手に、経済条件、異常な円高、ドル安等の下では不当である。その特徴的な事例を上げると、「(1) 稲作ではアメリカ(カリフォルニア)の経営規模は日本の二五〇倍で、地価は五〇分の一である「(2) 世界最大のコメ輸出国」のタイの労働賃金は日本の一五分の一程度である「(3) 為替レートがここ数年の円高で二倍近くも上がったが、そのメリットは余り還元されていない」とことなどである。したがって、日本では食糧の安価を求めるとともに、良質・安全な食糧の確保を重視することが、輸入食糧の安全性に不安がもたれていることとあいまつて、国民合意による農業・食糧政策につながる。

(3) 農業発展と地域振興で雇用拡大する

い結びつきなど、人間生存の基本に係わる諸問題に対しても大きな役割を果たしている点を明確に位置付け、農業・食糧政策を構築しなければならない。

② 国民合意の良質・安全で安価な食糧を確保する

日本の農産物価格は割高なので、安い外国農産物価格にサヤ寄せすることが強調されている。農産物の生産コストを低減し、消費者に安定供給することは当然である。しかし国際価格と単純に比較することは、日本の立地、経済条件、異常な円高、ドル安等の下では不当である。その特徴的な事例を上げると、「(1)

稻作ではアメリカ(カリフォルニア)の経営規模は日本の二五〇倍で、地価は五〇分の一である「(2) 世界最大のコメ輸出国」のタイの労働賃金は日本の一五分の一程度である「(3) 為替レートがここ数年の円高で二倍近くも上がったが、そのメリットは余り還元されていない」とことなどである。したがって、日本では食糧の安価を求めるとともに、良質・安全な食糧の確保を重視することが、輸入食糧の安全性に不安がもたれていることとあいまつて、国民合意による農業・食糧政策につながる。

農業の荒廃は地域経済と雇用問題に重大な影響を与える。政府は農業基本法農政で失敗したのにもかかわらず、個別經營農家の規模拡大を中心に構造政策を進めようとしている。しかしその中核となる專業農家は、減反、価格引き下げなどで農業所得が低下し、経営が破綻しつつある。したがって、これまでの单品縦割の規模拡大農政でなく、地域の実情に合わせた、兼業農家を含む地域複合的な經營を中心とした土地利用率を高め、農業所得の増大をはかることがある。また、農林漁業関連の地場産業を育成強化して付加価値を高め、地域経済の発展に努める。雇用問題との係わりでは（詳細後記）、農林漁業就業者は減少したとはい、総就業者の八・八%を占め、しかも高齢化社会を迎えて、複合的集約經營や付加価値を高める生産活動の中で、高齢者の果たす役割は大きく、雇用確保と生き甲斐の場として重視しなければならない。

(2) 農産物輸入自由化に反対し自給を促進する

① コメなど農産物の輸入自由化に反対する一九八八年一月の日米首脳会談で、竹下総理は、日本の農産物輸入制限一二品目の自由化問題に対するガット裁定案を受け入れることにし、近く開かれるガット理事会で決着することになった。さらにアメリカは一九八七年に引き上げている。わが党は食糧の海外依

年度で協定切れとなる牛肉・オレンジの自由化を求め、日本農業の柱であるコメ自由化まで企図し、これに呼応する日本の財界の内圧等を中心に、食管制度をはじめ農業・食糧諸制度の改廃に着手している。しかし諸外国の輸入制限品目はアメリカ自身が一九品目、フランスが一九品目、ECが六四品目（課徴金制度）、スイス八八品目などで、各国とも国内農業保護と消費者への安定供給のため、輸入制限を行い、自給向上のため全力を上げている。わが党は日本農業と地域経済を守り、消費者に安全な食糧を安定供給するため、農業を貿易偏重政策のいにえにする農産物自由化に強く反対する。

② 食糧の自給率向上をはかる

先に触れたように、自民党政による食糧自給政策の放棄によって、穀物自給率は三一%で先進資本主義諸国の中で最低となり、当然の結果として穀物輸入量は、コメ生産量の三倍以上の三二〇〇万トン（うち飼料穀物二二〇〇万トン、いずれも一九八六年）に達し、世界最大の食糧輸入国となっている。穀物輸出国のみならず、かつて日本よりも自給率の低かった工業国イギリスと西ドイツが、農業保護政策によって一一〇%、九五%（いずれも一九八二年）へと、それぞれ自給率を大幅に引き上げている。わが党は食糧の海外依

存政策に反対し、安全な主要食糧を安定的に供給するため、当面、穀物自給率を六〇%まで高めることを目標として、農用地の高度利用と基盤整備、地域農業の振興、地域複合を中心とする経営改革、主要農産物の価格保障と適正な管理、低利融資、負債整理など民主的な農林金融、農林漁業と環境保全など、総合的な農業生産振興対策を確立する。

③ 主要食糧の備蓄制度を確立する

食糧自給率の著しい低下の下で、国民の主要食糧を長期的かつ安定的に供給するため、農産物の自給促進と備蓄をセットにし、長期並びに年次別の計画を立て、それに必要な前記の振興策を確立しなければならない。計画立案とその実施に当たっては、地方、中央の各段階で生産者、消費者等関係者との協議や参加を得るなど民主的運営をはかる。食糧の備蓄については、米・麦類など食用穀物は消費量の六ヵ月分（米は棚上備蓄とする）、大豆、飼料穀物は三ヵ月分とし、その管理は食糧管理制度の中で扱い、財政的には同制度の特別会計の中に備蓄勘定を設けて処理する。そのため党が一九八三年に国会提出した農業三法の中の「農産物の自給促進及び備蓄のための農業生産振興法案」を現状に合わせて整備するとともに、関係法案の改正や必要に応じて単独立法化するなど、制度的な対応をはかる。

(3) 地域農政を強化し農業発展をはかる

抜本的な改革をはかることが必要である。

① 地域主体の農政を展開する

農業は地域に存在するものである。その地域の特色を發揮してこそ発展可能となる。現在、国民の食生活は多様化し、農村地帯は混住社会化している。このことを重視する地域主体の畦道農政が展開されてこそ、農業の活性化がはかる。しかしにこれまでの農政は中央集権的な画一農政を地域に押し付けて失敗を繰り返し、今後の「二一世紀に向けての農政の基本方向」も同様の内容となつてはいる。党は地域の農民や住民の意見を反映して地域農業発展計画（土地利用、生産加工、流通消費、需給調整、生活環境、地場関連産業、雇用等の諸対策）を立て、その実現をはかるため、自治体、生産者団体（地域営農集団等を含む）、地域住民組織等を中心市町村、都道府県に「農業振興協議会」（仮称）を設けて集中的な協議を行い、その意向を尊重して自治体はじめ関係団体がこの実現に当たるなど自主・参加・分権の地域農政を確立する。国はこれに必要な生産者及び地域住民の主体性を尊重した上で、資金援助、価格保障、災害対策、基盤整備、情報提供、需給調整等を民主的に行うべきである。

なお、これらの地域主体の農政を展開するためには、縦割ヒモ付きの現行補助金制度の

② 地域複合を中心に農業経営の改善をはかる

また、農業経営の重圧となつてはいる農家の固定負債については、超長期低利融資への切り替え、実質棚上げ等で農家の負担軽減をはかり、消費者に安定供給をはかる条件を作る。

先に触れたように単品縦割の規模拡大農政は破綻しているが、党はこれに対して、農民の自主的生産集団の組織化によって、農用地の利用調整、作物ごとの部分協業・共同化等による生産規模拡大をはかり、農業機械の過剰投資等を避けるため、農業生産集団による農業機械や施設の共同利用などの政策を提起してきた。また、水田農業の確立についても、水田も農民の心も荒廃させてきた減反政策や、区画整理中心の構造改善事業に反対し、水田の有効活用のため田畠輪換を可能とする耕地（現在は水田面積三〇%しかない）作りを重視し、農民の自由選択によって、稻、畑作、畜産、果樹などを取り入れ、それぞれ総合性の強い作物を地域で複合させ、集団的に

収益性の高い水田利用対策を確立することを重視する。

③ 生産コスト低減と流通合理化をはかる農業経営の改善とコスト低減を一体化にとらえ、農業の集団化、共同化、複合化等により、農業機械など生産資材の過剰投資を避けるとともに、その価格を引き下げるなどして収益性を高めながらコスト低減をはかる。

④ 総合的な農産物価格政策と食料管理を確立する

① 主要農産物の総合価格政策を確立する

一九八七年度の農産物生産価格は総引き下げされたが、これまで相互の関連性もなく個別に決定され、それぞれの生産条件を異にしているものが一様に引き下げられたのは不当である。これから農業経営の集団化・複合化を進めるためには、農産物価格は個別に決めることではなく、作物ごとの関連性を持たせながら総合的に決定すべきである。そのことは

農業経営の安定、農用地の高度利用、農業所得の増大となり、ひいては国民の必要とする農産物のバランスのとれた生産を可能とする総合的な価格体系ができるはずである。そのためには、当然、対象となる農産物価格を同時に決定しなければならない。その場合、生産費と所得が補償されること是当然であり、そうなれば農民は自主的に作物を選択し、生産意欲を持つて當農を励むことができるようになる。

② 国民本位の食管制度の確立をはかる

政府は食管制度の根幹を守るというが、その実態は全面的に空洞化し、財界等は消費者ニーズに応えるという美名の下に、コメを投機の対象にし、かつ輸入自由化をめざして食管制度の改廃を企図している。こうした情勢の下で、国民の中に同制度を原点に戻せとう意見や、逆に守るに値しないので解体もやむなしという意見など、様々な意見がある。党は、こうした現状下で国は〔1〕主要食糧（米、麦、大豆、飼料穀物等）の需給計画を立て、必要な管理を行つて（量、品質と安全性を含め）需給調整等に責任を持つこと〔2〕特に主食のコメについては二重価格性を堅持すること〔3〕食糧管理の一環として備蓄制度を確立し、主要食糧の備蓄（米は棚上げ備蓄）を行い、国民への安定供給をはかること

〔4〕主要食糧は国家貿易品目とし、国境保護措置を明確にすること——以上の原則に基づき、その運営について地域段階では可能な限り自治体、生産者、消費者団体等に権能を与え、各級段階に関係団体の代表による食糧委員会（仮称）を設け、食糧の需給、価格、流通管理、安全性等の諸問題について審議を行い、その意見を食糧行政に反映させるなど、制度の民主的運営をはかること——が必要である。

③ 安全・良質で安価な食糧を安定的に供給する

今、消費者の中に、安全、良質で安価な食糧を求める傾向が強まっている。しかし供給はこれまでの単品・大量生産方式で化学肥料・農薬が多投され、輸入食糧は日本国内で製造禁止されている農薬が使用され、かつ、長期輸送のため防虫・防腐剤等が添加され、さらに利益本位の偽装食品まで出現し、消費者は安全性に不安を持っている。今後は〔1〕薬付け農業から脱皮するため複合経営等による地方の増進〔2〕耐病品種の開発〔3〕農薬・食品添加物等の使用基準の見直し〔4〕生産者・消費者の協力による有機農業、低農薬、無農薬栽培の推進、輸入食糧を含めて処理加工、流通段階などの検査及び監視体制の強化——などをはかり、国は食糧管理制度

の中で、食糧の品質と同時に、安全性の確保を重視した生産から消費に至るまでの検査及び監視体制を強化し、消費者に良質かつ安全な食糧の供給に努めるようにする。

⑤ 農業の発展で雇用の拡大をはかる

① 國土の高度利用で農業の拡大生産をはかる
日本の農用地は牧草地を含めて五三五万ヘクタール（一九八六年）で、農基法が発足した当時（一九六〇年、六四三万ヘクタール、放牧地含む）に比べて一〇〇万ヘクタール以上も減少し、耕地利用率は一三五%から一〇三%に低下している。減反政策等によつて転作地は粗放化し、狭い耕地の中で不作付地は一四万ヘクタール、耕作放棄地は一〇万ヘクタール（いずれも八五年）前後にも達している。日本の農用地（牧草地を含む）は国土面積の僅か一三・五%で、欧米諸国の四五・八〇%近くの農用地率に比べ、著しく少ない。

今後は〔1〕減反政策をやめてコメの消費拡大、エサ米、加工用米、アルコール用を含む工業用米など多目的利用を進める〔2〕田畠輪換の可能な土地改良を行い、生産者が作物を自由選択でき生産意欲を持てるようにする〔3〕農地の有効利用をはかるため、集団化や共同化、総合価格保障等で耕地利用率を一三〇%に引き上げる〔4〕国土面積の約七〇%

を占める森林面積を活用し、林牧混合方式等で畜産を拡大する——などにより、農業発展と雇用の拡大をはかる。

② 集約的複合経営で雇用の拡大をはかる

農政審や政府は規模拡大のめどとして、一戸当たり水田面積を一〇ヘクタール程度と見込んでいるようである。現在（一九八六年）、全国の農用地面積は五三五万ヘクタール（樹園地、牧草地を含む）で、水田は二九三万ヘクタール（減反耕作地を含む）である。これを一〇ヘクタール規模にすると五三万五〇〇戸、水田のみならば三〇万戸の農家で良い。ところが現在の農家戸数は四三二万戸であるから、総兼化とは言え、四〇〇万戸前後の農家は完全に離農を強いられることになる。産業空洞化等で失業問題が深刻な時に、これだけの離農者が労働市場に参入することは不可能である。近年の農業就業傾向を見ると、後継者不足ながらも一九七五年頃から高齢者（六〇歳以上）の帰農が増加し始め、一九八五年以降は中年層（三五～五九歳）や青年層（三四歳以下）にもその傾向が現われ始めており、高齢化社会を迎えて農業での雇用確保は重要な役割となっている。現在、日本の就業者中の農業就業率は八・八%でEC諸国の中でも最も低い（一九八一年）と同水準である。既に失敗した単品大量生産の

規模拡大農政を改め、農民の自主的な生産集団化等を中心に、生態系を守り、消費者に良質、安全な食糧を供給する集約的な地域複合

経営による「日本型農業の確立」を急ぎ、農業発展と雇用拡大（高齢者を含む）をはかる。なお、農村労働力の雇用促進のため必要に応じてその制度化をはかる。

③ 農業技術開発と農村労働力の活用をはかる

農業技術の開発は重要であり、近年のバイオ技術の導入等は重視すべきである。但し、この技術が大資本による種子等の支配・生産規制や価格不安定、安全性の欠如、生態系の破壊などで農民、消費者、地域住民に不利益を与えてはならない。諸外国において、こうした不当な事例が数多く出ている。生産者と消費者のための農業技術の開発のため、国民の監視と国の適正な管理が必要である。農業技術の開発による経営近代化、超多収穫米による飼料化・アルコール化などで、地域の農産加工や関連産業と結合をはかり、農業所得の拡大と農村での雇用拡大に努める。このような有機的な地域農業を発展させるための一環として、地域での「人材育成」を行うようになる。

② 経営本位から生産活動主体の農協に改革する

農産物の生産から販売まで農協の果たす役割は重要である。したがって、まず、組合員の生産・営農・技術等に対する指導体制を強化し、その生産性の向上と所得の拡大に寄与すべきである。また、農業労働力の高齢化や後継者不足に対処し、農協が組合員と一緒に生産活動を組織し、農業の活性化に努め

① 農協を地域生産活動の拠点とする

農協は近年、自民党政権からの行政監察の強化に見られるように批判が強められ、農民

の農協離れも目立つている。それは、自民党政権内部に財界の農政提言に追随する傾向がある。農村部で自民党的支持基盤を持ちながらも、全般的には疎外されつつあり、また農民は農協がマンモス化して経営中心の運営となり、農民の生産活動に寄与していないと見て

いるからである。本来、農協は、農民の生産活動に直接または間接に係わり、協同の力をこれで助長すべきものである。農協は数年前から地域農業集団活動に取り組み、全国で四〇〇〇以上もの組織化をはかり、一定の成果を上げている。こうした性格の活動を全組織に拡大し、農民の期待に応えた地域生産活動の拠点にしなければならない。

めるべきである。その場合、集団化等による地域複合経営などが不可欠であるから、その推進力になることである。また、農業機械等の共同利用や農業用資材の供給、生産物販売、金融などの事業活動については農家負担の軽減を第一義とし、生産コストの低減と農業所得の増大に努めることである。さらに自治体はじめ、生産者・消費者団体等と協力して、農産物の付加価値を高める農産加工や関連産業を起こし、農民所得の拡大、消費者への安全食品の供給を行ないながら、地域経済の発展をめざすことなどその運営改革をはかる。

(3) 農林漁業団体労働者の組織強化をはかる
現在三〇万人を超す農林漁業団体の労働者は、その組織率も低く、就労条件も劣悪である。これらの労働者が意欲を持って活動に従事するためには、その労働条件の改善をはかることである。そのため、農林漁業団体労働者の組織率を高めるように働きかけを強める。また、これらの労働者に対し、自らの待遇改善の運動を強めながら、それを基礎として労働提携の運動に積極的に取り組み、農漁民と食品産業や自治体等の労働者はもとより、労働者全体との労農提携運動の紐帶の役割を果たし、関係労働者と農漁民が連帯して、農林漁業と地域経済を守り发展させる運動に積極的に取り組むことを求める。

級機関や議員が先頭に立ち、全党的な取り組みを行なうべきである。

三、農業、食糧政策転換の運動を起こす

(1) 農林漁業を見直す運動を進める

冒頭に触れたように、日本の農林漁業はかつてない危機に直面している、そのことは地

域の社会・経済にとって危機であり、消費者

の目の届く安全食糧の確保についての危機で

あり、環境破壊の危機でもある。こうした認

識に立てば、農林漁業を守り再建するのは、

全国民的な課題となる筈である。コメの輸入

自由化問題が提起された時、消団連に結集す

る一八の消費者団体が、「コメ自由化に反対

し、日本農業を再建するための共同見解」(一

九八七年一月)を出し、農民団体等と連帯し

てその目標達成のために行動しているのは、

こうした国民的な課題への積極的な対応であ

る。党はこれらの運動を広範に組織するため、

早くから生産者、消費者、学者、文化人など

国民諸階層に呼びかけ、その代表が幅広く参

加して「食糧問題国民会議」を一九八四年に

発足させ、国民レベルでの農業・食糧問題の

政策追求や運動を全国的に進めてきた。また

関係労働団体等と協力して「国民の食糧を守

り農業を再建する行動委員会」を一九八六年

に組織し、署名活動、自治体決議、対政府交

渉等を行い、中央・地方を通じて広範な運動

を展開してきた。今、まさにこれらの運動の正念場であり、農林漁業を見直す運動を党各

級機関や議員が先頭に立ち、全党的な取り組みを行なうべきである。

(2) 農民運動を地域から再構築し発展させる

厳しい農業情勢に対処する農民運動は極めて弱体である。われわれはこれまでの自民党政府の縦割農政に対して、業態別、要求別の運動をすすめ、党の影響の下に一定の成果を上げてきた。しかし、減反減産政策、価格総引き下げ、農産物全面自由化、農業保護政策改悪、農業縮小合理化政策など農業統つぶしの攻撃がかけられ、その矛盾が地域に集中的に顕在化している現状下で、地域の実情に合わせた「地域別農民運動」を再構築し、新たな発展をはからなければならない。しかも農村地域は混住社会化しており、農業と一体の関係にある緑・水・環境や地域諸問題・食糧消費と安全性問題など地域住民と幅広く連帯した「地域別運動」の展開が重要となつている。これまでの業態別、要求別運動と、この「地域別運動」を有機的に結合して、農民運動の新たな発展をはからなければならない。

(3) 食糧問題を全国民的運動に発展させる

われわれは、これまで食糧問題を全国民的な問題にするため、農民・農業団体、労働組合、消費者・市民団体など関係団体と協力

して、全国各地の職場や地域で「食糧会議」や「食糧を考える集会」など多様な学習活動を積み重ねてきた。しかし、厳しい現状下で、これらの諸活動を地域の運動や組織に発展させ、農業つぶしの攻撃を地域からはね返す力を構築することが急務となつてゐる。とりわけ国民的に関心の深い「コメを含む農産物輸入自由化と食糧の安全性」や「食管制度解体と財界のねらい」などを国民の前に明らかにしながら、これまでの自治体決議や署名活動だけではなく、自治体、農協、食糧事務所などに「食糧相談室」を設置することや、「食糧一一〇番」（いざれも仮称）の窓口を作ることなどを要求し、地域住民が食糧問題で日常的に行動し、その意見が直接、食糧行政に反映するような運動を進める。また、有機農業、地場産業、産直などの諸活動を、単に安全食品等の生産や物資の交流に終わらせることなく、これらの活動を通じて関係する人々が連帯する運動に発展するよう強く働きかける。こうした要求と行動を結集して、自治体をはじめとする地域ぐるみの運動に発展させ、これを基礎とした農業・食糧政策の構築や国会闘争の強化をはかる。このようにして政府・自民党の食糧問題軽視、制度改悪等の動きに対決し、国民のための食糧政策の実現をめざしながら、これから政治決戦勝利の展望を切り開くようとする。

主要国の穀物自給率の年度別推移（単位：%）

	1970	1975	1980	1982	1985
アメリカ	111	174	149	183	---
カナダ	132	171	181	222	---
フランス	141	152	177	179	---
イギリス	59	64	96	111	---
西ドイツ	70	80	90	95	---
オランダ	28	23	27	31	---
イタリア	72	74	75	89	---
ＥＣ全体	81	87	105	115	---
日本	46 (48)	40 (44)	33 (29)	33 (31)	31 (33)

注)1. OECD "Food Consumption Statistics 1964-78、1973-82" 及び、農林水産省「食料自給表」より作成した。

2. 穀物とは、米、小麦、裸麦、オート麦、ライ麦、とうもろこし、ミレット、ソルガム、そば、その他の粗粒穀物。

3. 自給率
　　＝国内生産量／国内消費仕向量×100

4. 日本は、米の各年度の受給均衡を前提。
但し、()内は、米の各年度の需給実績を基礎とした数字である。

米国・E.C等の国境保護措置の概要(ガット資料等による)

その他	E C	米 国	国境保護措置	品目 (品目数)
			輸入制限品目	砂糖、糖水、モラセス(3)
・輸入制限品目——ノルウェー	・加入議定書免責——スイス	・自由化義務等免除 (ウエーバー)品目	〔ガット上認められており、実際に輸入制限(課徴金を含む)を行つてゐるもの〕	・酪農品、ピーナッツ、綿等(14)
・輸入制限品目——ノルウェー	・加入議定書免責——スイス	・食肉輸入法による 輸入制限品目 (西ドイツ)	〔輸入が一定量を超える恐れがある場合、食肉輸入法に基づき、輸入制限が発動されるもの〕	・食肉(牛肉、山羊肉、羊肉)、牛肉調整品(2) ・天然蜂蜜、馬れいしょ、トマト、ぶどう、バナナ、パイナップル等(19)
・輸入制限品目——ノルウェー	・加入議定書免責——スイス	・輸入制限品目 (イギリス)	・馬れいしょ等(3) ・バナナ(1)	・穀物、酪農品、食肉、砂糖、油糧種子等(64) (うち1~24類は60品目)
・輸入制限品目——ノルウェー	・加入議定書免責——スイス	・共通農業政策に基づく課徴金制度	(注) 上記品目以外に野菜・果実、ワイン、魚については一定条件下で相殺課徴金を徴収しうる制度が設けられている。	
・輸入制限品目——ノルウェー	・加入議定書免責——スイス	・酪農品、野菜等(88)		

農林水産関係予算の推移 (単位: 百万円、%)

	1970	1975	1981	1982	1983	1984
A. 一般会計予算総額	7,949,764	(24.5)	(10.3)	(6.2)	(1.4)	(0.5)
B. 農林水産関係予算総額	917,701	(19.0)	(3.5)	(0.2)	(△2.5)	(△4.1)
うち		(27.4)	(8.7)	(△0.5)	(△7.8)	(△11.0)
a. 食糧管理費	383,007	908,592	955,658	990,314	913,444	813,204
①食管繰入等	301,600	811,484	652,168	640,295	572,530	540,284
②水田農業確立対策	81,407	97,108	303,392	350,019	340,914	272,920
B/A (%)	11.5	10.2	8.4	7.4	7.2	6.8
a/B (%)	41.7	41.7	26.7	26.8	25.3	23.5

	1985	1986	1987	1988
A. 一般会計予算総額	52,499,643	54,088,643	54,101,019	58,699,714
B. 農林水産関係予算総額	3,300,849	3,142,913	3,028,637	3,171,872 [2,917,666]
うち	(△4.6)	(△4.8)	(△3.6)	(4.7)
a. 食糧管理費	695,350	596,188	540,580	488,169
①食管繰入等	456,082	363,743	358,010	262,000
②水田農業確立対策	239,268	232,445	182,570	186,169
B/A (%)	6.3	5.8	5.6	5.6 [8.8]
a/B (%)	21.1	19.0	17.8	14.1 [15.4]

(注) 1. () 書は、対前年度増△減率(%)。2. [] は、NTT分を除く。3. 1988 年度は政府案。

労賃の比較（1983年、単位：千円）

	日本①	タイ②	比率①／②
1人1カ月当たり賃金（製造業別賃金）	257.1	17.6	14.6

資料：労働者「毎月勤労統計調査」（製造業5人以上規模）

Bank of Thailand調べ、製造業賃金

「農業が主」の職業移動の推移（年齢階層別、単位：千人）

		1965	1970	1975	1980	1985	1986
農業 へ	計	108.1	79.2	94.3	95.2	89.1	68.2
	34歳以下	70.8	43.8	29.1	21.8	12.6	8.9
	35～59	33.0	30.7	50.0	52.9	47.1	37.1
	60歳以上	4.1	5.3	15.3	20.5	29.4	22.2
他産業 へ	計	172.9	205.0	145.0	99.1	44.5	29.8
	34歳以下	107.5	93.5	43.9	29.4	14.1	8.4
	35～59	62.2	104.7	92.7	62.3	26.6	19.2
	60歳以上	3.4	6.8	8.6	7.3	3.7	2.2
純増減数	計	△64.8	△125.3	△50.7	△3.9	44.6	38.4
	34歳以下	△36.5	△49.7	△14.8	△7.6	△1.5	0.5
	35～59	△29.2	△74.5	△42.5	△9.4	120.5	17.9
	60歳以上	0.7	△1.5	6.7	13.2	25.7	20.0

資料：

農林水産省「農家就業動向調査」
(1970年以前は沖縄県を含まず)

主要各国の農林水産業就業人口比率（1985年）

	日本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	フランス	イタリア
総就業人口（万人）……①	5,807	10,715	7,501	2,409	2,089	2,042
農林水産業就業人口（万人）……②	509	334	139	63	158	230
②の①に占める割合（%）	8.8	3.1	5.6	2.6	7.6	11.3

資料：OECD “Labour Force Statistics”

労働省「労働力調査」

〔今日の焦点〕

農業改革の諸提言とわが党の農業政策 —今こそバランスのとれた農業改革を—

大塚義朗

一、迫り来る輸入自由化の脅威

わが国は、今、農産物自由化の脅威にさらされている。

本年二月二日、日本政府は、①ガットの「腐敗性」についての解釈は実態から離れ、形式的な判断であり、先例にできない、②ガットの国家貿易品目を輸入数量制限禁止の例外としない解釈はガットの制定経緯を無視しており、これも先例にできない、③乳製品とでんぶんの自由化は極めて難しい——の三点について公式に疑義を表明しながら、輸入制限一〇品目の自由化を求めるガット裁定を一括受諾してしまった。

社会党は、今回の決定を「誠に遺憾である」としながら、被害を最小限に食い止める次善の策として、①「乳製品」「でんぶん」の範囲の明確化、②「乳製品、でんぶんは自由化しない」方針の堅持、③自由化品目についての大額な猶予期間の設定、④自由化品目についての実効ある国境措置（関税引き上げ、EC型輸入課徴金の導入等）⑤自由化品目についての実効ある国内対策（自由化品目関連農家救済のための不足払い制度、負債整理対策等）の実現を政府に対し強く要求していく方針である。

牛肉・かんきつ類問題も目が離せなくなっている。一九八四年四月に締結された牛肉・かんきつ類協定の期限切れが本年三月末に迫っており、アメリカ側は輸入枠そのものを撤廃する時期（自由化時期）の明示を交渉の前提とする強硬な姿勢を崩しておらず、二国間で話し合がつかない場合は一二品目同様、ガットに提訴する方針である。

日本農業を守り国民の健康な食生活を守るためにも、牛肉・かんきつ類の輸入枠拡大はもちろん、輸入枠撤廃は絶対にやめさせなければならない。社会党はこのために全力をあげて取り組んでいる。

コメ輸入問題については、「コメの自由化はしない」との政府答弁がなされているところであり、現在、加工用米の一部を例外としてコメの輸入は行われていない。政府・自民党が食用米を含むコメの輸入を強行する時は、自民党への農村・農民票の激減を覚悟した時にのみ可能であるが、現在そのような兆候はない。

以上のように、輸入自由化をめぐる情勢は厳しいが、幸いにして、主要農産物の国内産による自給を求める国民の世論は不動である。本年二月二日に発表された総理府の「食生活・農村の役割に関する世論調査」の結果を見ても、食料の生産供給のあり方について、「外国産の方が安いものは輸入する方が良い」とする者は一九・九%にすぎ

ないが、「外国産より高くても食料は生産コストを引き下げながら国内で作る方が良い」が三一・九%、「少くともコメなどの基本食料は生産コストを引き下げながら国内で作る方が良い」が三九・三%で、言わば、食料自給派が世論の七割以上を制していることになる。これにより、食料自給率の維持・向上が生産者のみならず、国民全体の願いであることがはつきりしたわけである。

しかし、生産者がこの国民世論に甘えてしまつて国内農業の改革を怠つたなら、食料自給派が将来とも多数を占める保証はない。したがつて、今こそ、本格的な国内農業改革を、生産者・消費者が一体となつて遂行しなければならない。

そこで、以下、国内農業改革の方策を検討したいと思う。

二、農業改革についての諸提言

日本農業の最大の弱点は、狭い国土の制約である。この国土の狭さとその結果としての農地の狭さが土地利用型農業の国際競争力を弱めている。同じ畜肉でも、牛肉は自由化されておらず、豚肉・鶏肉は自由化されている。これは豚や鶏の肥育が施設利用型農業であり、土地の制約が少いのに対し、牛の肥育は土地利用型農業であり、土地の制約が大きいことによる。また、コメは典型的な土地利用型作物である。したがつて、国土の制約の中で、土地利用型農業をどのようにしていくかが、今後の最大課題と言えよう。

ここでは、土地利用型作物の典型であるコメを取り上げてみたい。

コメ問題については、様々な提言がなされている。

まず、日経連（日本經營者団体連盟）の「内需拡大問題についての意見」（一九八六年二月一日）は、四点にわたる内需拡大策の一つとして「農業問題の改革」を提起し、「市場開放を含めたコメの完全自由化を進めるべきである。農業改革の最終目標は、産業として自立し得る農業の確立であるが、その際のテコとして早急に実施すべきこと

が食管制度の抜本的見直しである」としている。

経団連（経営者団体連合会）の「コメ問題に関する提言」（一九八七年一月二七日）は、まず、稻作の當農規模の拡大のための地方自治体・農業団体主導の農地集約化（これとほぼ同じ事業が一九八八年度政府予算案で具體化されている）、農業基盤整備への重点的取組み（一九八八年度政府予算案では農業基盤整備費が破格の伸び率となっている）の必要を説いた後、食管制度については、自主流通米を次第に拡大していくつて自主流通米を政府管理からはずすことと部分管理を実現し（これを五年以内を目指として行うとしている）、その後は、需給操作用のためのコメやコメ需要の多様化に対応するためのコメについては、「輸入を行うという弾力的な対応が必要である」としている。

全日本民間労働組合連合会（連合）は、昭和六一～六二年度「政策・制度要求と提言」の中で、「農地保有者の利益尊重を前提としつつ、農業生産構造の革新と生産性向上のための當農規模の拡大を可能とする方向に農地管理の基本を改革していく」ことが迫られるとした上で、食管制度について、「米価については、市場における需給動向をより反映させるようにすべきであり、『コメの生産調整政策』については基本的に見直していくべき」であり、その際、①短期的な需給調整と価格安定化機能の保持、②長期的にみた食料需給のタイト化の可能性も考慮において国内供給力と需給調整能力の確保、③農業構造転換の円滑な推進と農業生産者の生活保障問題への配慮——に十分留意しつつ、漸進的・段階的に改革を進めるべきとしている。

総評（日本労働組合総評議会）は一九八七年の「食料・農業・林業・漁業に関する要求」の中で、①国内自給力の向上、食糧の安定確保、②自給率の維持・向上、より安いコストの農畜産物供給、③農用地をはじめとする国土資源の維持培養、④安全食品などの供給体制の確立、⑤食料品の流通近代化による消費者への安定供給、⑥内需拡大、地域経済確立にむけた農業・農山村政策の確立——を当面の課題とした上

で、「今こそ農業の構造を基本的に改革し、二一世紀に『産業としての農業』を日本に生き残らせていくため、より広い中長期的視点に立つた政策が決定的に求められている」としている。具体的な要求としては、

①食糧自給率向上、生産性向上のための中長期的視点に立つ構造政策の計画的推進、②耕種農業と畜産の結合など風土に合った農業生産、③食管制度の拡大・強化のため、当面、二重価格制度等の維持をはかり、自主流通米を縮減し、米麦の国営検査制度を堅持する、④備蓄米制度の創設、飼料用米の生産重視、⑤その他、食糧審議会（仮称）の設置、農業生産基盤の充実、食品安全対策等——を要求している。

日本生活協同組合連合会（日生連）の「食料農業問題小委員会答申」

（一九八七年一二月）は、①「おいしくて安い安全な食料・農産物の安定供給」を基本とする、②消費者の要求を実現できる国内農業の発展をめざす、③主食であるコメについては国内自給を維持しながら、消費者の要求に沿った生産と流通をめざす、④その他の農産物や加工食

年五月）の中で次のような主張を展開している。
まず、経団連等の食管制度改革提言については、①コメの流通が自由となつた場合、現在の食管制度が果たしている供給と価格の安定という機能が失われるのに、どのような事態が現出するかという点の検討が欠けている、②コメの輸入については、すでに生産者が他用途利用米として大幅に安く供給し、さらに七七万ヘクタールという大幅なコメの減産に取り組んでいるなかで、とうてい容認できるものではない——と反論している。

次に、食管制度の歴史的経緯に触れた後、「現行食管制度の四つの基本」として、①国民の必要とする量のうち一定量を政府が買い上げ、自主流通米も含め全量を政府が管理する（全量管理）、②生産者には再生产確保、消費者には家計安定を旨として価格の安定をはかる、③コメの流通ルートを特定する、④政府がコメの輸出入を規制する——をあげている。

また、農協及び農民の側からのコスト低減への取り組みについても触れており、コメ生産費の七割を占める労働費と農機具費を軽減するため、集落を基礎に土地利用の団地化なり作物の複合化をはかり、労働の年間就業の確保と機械施設の有効利用や稼動率の向上をはかつていく地域當農集団の育成がどうしても必要になると結論付けている。また、稻作コスト低減の取組内容として、土づくり、健苗づくり、增收運動、機械共同利用の推進、作業受託、新技術、集団化の増進、モデル農家、モデル集落の設定等を上げている。

三、バランスのとれた農業改革が政治の役割

以上、財界（日経連、経団連）、労働組合（連合、総評）、消費者団体（日生協）、農業団体（全国農協中央会）の提言が出そろつたわけであります。

以上の提言に共通するのは、「国内農業生産のコストを削減しなけれ
ど、食管制度を守るために——わたくしたちの取り組み——」（一九八七年五月）の中で次のような主張を展開している。

まず、経団連等の食管制度改革提言については、①コメの流通が自由となつた場合、現在の食管制度が果たしている供給と価格の安定という機能が失われるのに、どのような事態が現出するかという点の検討が欠けている、②コメの輸入については、すでに生産者が他用途利用米として大幅に安く供給し、さらに七七万ヘクタールという大幅なコメの減産に取り組んでいるなかで、とうてい容認できるものではない——と反論している。

次に、食管制度の歴史的経緯に触れた後、「現行食管制度の四つの基本」として、①国民の必要とする量のうち一定量を政府が買い上げ、自主流通米も含め全量を政府が管理する（全量管理）、②生産者には再生产確保、消費者には家計安定を旨として価格の安定をはかる、③コメの流通ルートを特定する、④政府がコメの輸出入を規制する——をあげている。

また、農協及び農民の側からのコスト低減への取り組みについても触れており、コメ生産費の七割を占める労働費と農機具費を軽減するため、集落を基礎に土地利用の団地化なり作物の複合化をはかり、労働の年間就業の確保と機械施設の有効利用や稼動率の向上をはかつていく地域當農集団の育成がどうしても必要になると結論付けている。また、稻作コスト低減の取組内容として、土づくり、健苗づくり、增收運動、機械共同利用の推進、作業受託、新技術、集団化の増進、モデル農家、モデル集落の設定等を上げている。

三、バランスのとれた農業改革が政治の役割

以上、財界（日経連、経団連）、労働組合（連合、総評）、消費者団体（日生協）、農業団体（全国農協中央会）の提言が出そろつたわけであります。

以上の提言に共通るのは、「国内農業生産のコストを削減しなけれ
ど、食管制度を守るために——わたくしたちの取り組み——」（一九八七年五月）の中で次のような主張を展開している。

まず、経団連等の食管制度改革提言については、①コメの流通が自由となつた場合、現在の食管制度が果たしている供給と価格の安定という機能が失われるのに、どのような事態が現出するかという点の検討が欠けている、②コメの輸入については、すでに生産者が他用途利用米として大幅に安く供給し、さらに七七万ヘクタールという大幅なコメの減産に取り組んでいるなかで、とうてい容認できるものではない——と反論している。

次に、食管制度の歴史的経緯に触れた後、「現行食管制度の四つの基本」として、①国民の必要とする量のうち一定量を政府が買い上げ、自主流通米も含め全量を政府が管理する（全量管理）、②生産者には再生产確保、消費者には家計安定を旨として価格の安定をはかる、③コメの流通ルートを特定する、④政府がコメの輸出入を規制する——をあげている。

また、農協及び農民の側からのコスト低減への取り組みについても触れており、コメ生産費の七割を占める労働費と農機具費を軽減するため、集落を基礎に土地利用の団地化なり作物の複合化をはかり、労働の年間就業の確保と機械施設の有効利用や稼動率の向上をはかつていく地域當農集団の育成がどうしても必要になると結論付けている。また、稻作コスト低減の取組内容として、土づくり、健苗づくり、增收運動、機械共同利用の推進、作業受託、新技術、集団化の増進、モデル農家、モデル集落の設定等を上げている。

ばならない」とする点である。

「食管制度の根幹堅持」については、農協と総評が明確にその立場であり、生協もそれに近い。逆に、日経連、経団連は明らかな食管廃止論である。連合はそのどちらとも言えない。

次に、コメの輸入については、日経連、経団連以外は反対である。

なお、農協と総評以外は、はつきりと農産物価格引き下げを要求している。

以上の各界の提言を総合すれば、①コメなど土地利用型作物については輸入制限を継続しながら、②国内農業については大胆に改革を行い、農業の国土保全等の多面的役割に留意しながら、可能な限り国内農産物のコスト引き下げ、品質向上、安全性の向上をはかる——のが政治の役割になつてくるだろう。

今こそ、バランスの取れた農業改革の推進が必要なのである。

四、社会党の農業政策

第五三回党大会で政策小委員会に提出され承認された、社会党の最新の農業政策は、別掲のとおりである。ポイントを上げれば、次の諸点が特徴である。

(1) 「地域農業」を中心にする

今回の社会党の農業政策では、「地域農業」を中心にして、「地域の農民や住民の意見を反映して地域農業発展計画（土地利用、生産加工、流通消費、需給調整、生活環境、地場関連産業、雇用等の諸対策）を立て、その実現をはかるため、自治体、生産者団体（地域営農団体等を含む）、地域住民組織等を中心に市町村、都道府県に「地域農業振興協議会」（仮称）を設けて集中的な協議を行い、その意向を尊重して自治体はじめ関係団体がこの実現に当たるなど自主・参加・分権の地域農政を確立する」こととしている。その際、有機農業や産直が積極的に位置づけられる必要があることは言うまでもない。

(2) 地域複合経営の重視

今回の社会党の農業政策は、「地域複合を中心とした農業経営の改革をはかる」ことに重点を置いている。具体的には、「農民の自主的生産団体による組織化によって、農用地の利用調整、作物ごとの部分協業・共同化による生産規模拡大をはかり、農業機械の過剰投資等を避けるため、農業生産集団による農業機械や施設の共同利用などの政策」を開拓することとし、水田農業については、「減反政策や区画整理中心の構造改善事業に反対し、水田の有効活用のため田畠輪換を可能とする耕地（現在は水田面積の三〇%しかない）作りを重視し、農民の自由選択によつて、稻、畑作、畜産、果樹などを取り入れ、それぞれ結合性の強い作物を地域で複合させ、集団的に収益性の高い水田農業を確立すること」としている。

(3) コスト引き下げの方策の具体化

また、今回の政策では、コスト引き下げの方策についての具体化をはかつてている。

即ち、「農業の集団化、共同化、複合化により、農業機械など生産資材の過剰投資を避けるとともに、その価格を引き下げるなどして収益性を高めながらコスト低減をはかる」こととしている。

また、流通コスト削減のために、「中央卸売市場を民主的に改革するとともに、中央市場からのUターンなど複雑な流通を避けるための地方市場の強化確立、自治体等の農産物流通への積極的な対応、農協、生協などのタイアップによる大規模な産直、小グループなどの産直活動の推進をはかる」こととしている。

(4) 国民本位の食管制度の確立をはかる

今回の政策においても「主要農産物の生産費と所得を補償することと各作物ごとにバランスの取れた自給率向上をはかる」という総合価格政策の考え方を継承している。

したがつて、食管制度についても、①主要食糧の需給計画を立て、

必要な管理を行い需給調整に責任を持つ、②特にコメについては二重価格制度を堅持する、③備蓄制度を確立し、コメは棚上げ備蓄（古くなつた在庫米を飼料用など多用途利用すること）にする、④主要食糧は国家貿易品目として国境保護措置を明確にする（即ちI・Q品目にする、あるいはし続ける）――を原則とし、その運営については「地域

段階では可能な限り自治体、生産者、消費者団体等に権能を与える、各段階に關係団体の代表による食糧委員会（仮称）を設け、食糧の需給、価格、流通管理、安全性等の諸問題について審議を行い、その意見を食糧行政に反映させる」ことにしている。

この他、農協の運営についても、經營本位から生産活動主体への農協への改革等を掲げている。

五、今後の諸課題

以上、社会党の農業政策は、各界の意見をふまえ、今、政治が農業に何をなすべきかについて、かなり明確な回答を与えていえると言えよう。

しかしながら、当然、積み残された問題もあり、今後の課題となる。

今後の課題としては、①農村における高齢者、婦人の位置づけ（老人介護問題、老人の生きがい、婦人の家事労働と農作業の負担の軽減、コミュニティにおける高齢者、婦人の役割等）、②関係者が納得できる土地集約化の方策（借地及び借地料における需給均衡の方策、若い専業農家の組織化等）、③農家負債対策（既往債務対策、農家の自主性・企業化精神と財政補助を調和させる新しい補助システムの確立）、④専業農家育成の必要性と兼業農家の権利の調和（特に有機農業（手間のかかる農業）との関連で）、⑤国内農産物、外国農産物の双方への安全対策の一層の具体化（農薬取締法等の改正を含む）、⑥農村における社会資本のあり方（集会・娯楽・文化・経済施設、下水道、農道、一般道路等）、⑦農業の多面的な役割や食糧安全保障に配慮した新しい農産

物貿易ルールの可能性（自給率の低い国の輸入制限の権利の確立、輸出国への凶作時の一定以上の輸出の義務付け、輸出補助金の削減、発展途上国的一次産品の扱い方の検討、特定国へ食糧輸入を依存するごとへの規制、ガットにおける農産物と非農産物の扱いの明確な区別等）――などについて、さらなる検討が必要である。

〔注〕

ガットがその裁定の中で自由化すべきだとした一〇品目は、①「ミルクおよびクリーム（濃縮、乾燥、甘味をつけたもの）」（通称は「粉乳・練乳」）、②「プロセスチーズ」、③「牛肉および豚肉調整品」、④「非かんきつ果汁」（この中にトマトジュースが含まれる）、⑤「フルーツピューレ・ペースト」（果物を一定基準以下あるいは一定基準以上の大きさに細かくしたもの）、⑥「パインアップル缶詰、フルーツパルプ」、⑦「トマト加工品」（トマトケチャップ、トマトピューレ）、⑧「ぶどう糖・乳糖等」、⑨「でんぶん」、⑩「その他の調整食料品」（アイスクリーム、乳児用調整粉乳などミルクを主成分とするもの、砂糖含有五〇%以上の調整品）である。

（党政政策審議会書記）



編集後記

★去年から暇をみては山歩きをしている。山といつても奥多摩などの日帰りのできる東京近郊の山がほとんど。ゴルフなどと違つて金がかからない。にぎり飯を作つて蜜柑でも持つて、温かいお茶でもテルモスに入れていけばよい。あとは往復の運賃だけですむ。それもあつてか、かつてのハイキング・ブームほどではないにしろ、静かなブームとなつている。とくに中高年の女性のグループが多いことに気がつく。子育てが終つた彼女たちが働き蜂の亭主族を尻目に、体力作りを兼ね楽しげにグループで歩いている姿は明るく健康的だ。

★最近感動したことがある。奥多摩三山の一つ大岳山を歩いていた時のこと。ボランティアに助けられながら懸命に歩いている視覚障害者の青年と擦れ違つた。低山といつても一三〇〇mを越す山。そのひたむきな姿に胸を打たれた。先日降つた雪がアイスバーンとなつて危険な個所が幾つかあつた。晴眼者の私ですらアイゼンを持つていかなかつたために這うようにして登つた崖があつたが、無事越せただろうか、祈るばかりであつた。

★山歩きも格別の味がある。木もれ日を受け、山歩きは四季それぞれの趣がある。冬の低

落ち葉を踏みしめながら歩くのは何ともいえないものだ。ところが、杉林となるとこうはいかない。木もれ日はない。落ち葉もない。

ただ薄暗い道を登り降りするだけだ。秋になつてもこうした杉山は紅葉せず、どす黒い姿をさらけ出す。しかも杉山は増える一方である。なぜこうも杉を植えるのか。杉は良質の材質とはいえないし、保水力も劣つているとされている。メリットは成長が早いという点だけであろう。先だつても、かつてのハイキング・ブームの時に人気の高かつたある山に登つたら、なんと、頂上付近の見事な赤松や櫟の木が切り倒され、一面に杉の苗木が植えられていた。無性に腹がたつた。何でこんな馬鹿なことをするのか。

★戦争で丸裸となつた山に植林が急がれ、杉が植えられたのはやむを得ぬ当時の事情があつたであろう。しかしいつまでもそうした政策を続けることは許されない。わが国の広葉樹林というかけがえのない財産を破壊することをやめさせねばならない。日本の自然は国民共有の財産だ。「杉花粉症」というけつたものがこの時期はやるもの当然であろう。これは長年の林政が作った人造病でもある。杉花粉症の医者がクシャミをしながら同じ花粉症の患者を診ている図などは漫画にもならない。

全国の杉花粉症の患者よ、団結せよ！（W）

政策資料編集委員会	
委員長	伊藤茂
編集委員	五十嵐広三
	福間知之
	細谷治嘉
	河上民雄
	戸田菊雄
	松前仰
	糸久八重子
清水勇	早川勝
田中恒利	村沢牧
瀬尾忠博	安恒良一
矢田部理	志苦裕
高杉廸忠	押田三郎
渡辺博	佐間田勝美
温井寛	上野雄文
佐藤敬治	
会計監査	
兼事務局長	

「政策資料」購読料のお知らせ	
定価	一部 三〇〇円
送料	一部 五〇円
年間購読料	四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願ひいたします。	
郵便振替	東京8-80821
又は	
大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1988年4月1日発行
政策資料第259号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊藤 茂
発行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4
定価 300円 (送料 50円)
